

令和 6 年 1 2 月 4 日

令和 6 年第 4 回岬町議会定例会

第 2 日会議録

令和6年第4回（12月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和6年12月4日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場 3階本議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃
欠席議員 0名		
欠 員 0名		
傍 聴 6名		

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	総務部理事 兼総務課長	南 大介
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	谷 卓哉
副町長 上田 隆	しあわせ創造部総括理事	辻 里光則
教 育 長 古橋 重和	しあわせ創造部理事 (保険年金担当)	松 本 啓子
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部理事 (地域福祉・高齢福祉関東)	中 田 美和
総務部長 会計管理者 西 啓介	しあわせ創造部理事 (保健センター担当) 兼保健センター所長	川 井 理香
財政改革部長 内山 弘幸	都市整備部理事 (土木担当)	小 坂 雅彦
しあわせ創造部長 松井 清幸	兼土木課長 都市整備部理事 (建築担当)	佐々木 信行

都市整備部長	奥 和 平	都市整備部理事 (産業観光促進担当)	吉 田 一 誠
教 育 次 長 兼 指 導 課 長	松 井 文 代	下水道事業理事	奥 田 敏 幸
まちづくり戦略室理事 (人事担当)	廣 田 尚 司	教育委員会事務局理事 (生涯学習担当) 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	岩 田 圭 介
まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺 田 武 司	財 政 改 革 部 財 政 改 革 課 長	中 塚 嗣 泰
まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新 堀 満		
まちづくり戦略室 危 機 管 理 監 兼危機管理担当課長	寺 田 晃 久		

○本会の書記は次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 増 田 明 議会事務局庶務係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和6年12月3日から12月24日（21日）

○会議録署名議員

8 番 谷 地 泰 平 9 番 谷 崎 整 史

議事日程

日程第 1	一般質問
日程第 2 議案第73号	専決処分について（令和6年度岬町一般会計補正予算 (第5次)）
日程第 3 議案第74号	専決処分について（令和6年度岬町一般会計補正予算 (第6次)）
日程第 4 議案第75号	令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）について
日程第 5 議案第76号	令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次） について

日程第 6	議案第 77 号	令和 6 年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第 2 次）について
日程第 7	議案第 78 号	令和 6 年度岬町下水道事業会計補正予算（第 2 次）について
日程第 8	議案第 79 号	岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定について
日程第 9	議案第 80 号	阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
日程第 10	議案第 81 号	阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
日程第 11	議案第 82 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 12	議案第 83 号	公告式条例の一部改正について
日程第 13	議案第 84 号	岬町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 14	議案第 85 号	岬町下水道条例の一部改正について
日程第 15	議案第 86 号	岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 16	議案第 87 号	岬町淡輪地区財産区管理委員の選任について

(午前10時00分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年第4回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時00分です。

本日の出席議員は11名。瀧見議員につきましては、遅れて来られるとの届出が提出されております。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹原伸晃議長 日程第1、一般質問を行います。

1日目に引き続き、順位に従いまして質問を許可します。

最初に谷地議員ですが、補助資料がございます。議員の皆様及び理事者の皆様にはメールにて配付させていただいておりますので、パソコンまたはタブレット、スマホ等でご参照いただきますようお願いいたします。また、傍聴者の皆様には、配付しています傍聴者用資料をご参照していただくのととも、傍聴席から向かって左手のモニターにその内容を映し出しておりますので、ご参考にしてください。

それでは、谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ご指名をいただきました谷地泰平です。議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問では、私が岬町として早急に取り組むべき課題と考えるものの中から三つをピックアップし、質問をさせていただきます。その課題とは、「公民館・図書館等整備事業について」「保育士不足・待機児童解消に向けて」「行政手続のオンライン化の促進について」この三つです。

まず、一つ目の質問です。一つ目は、「公民館図書館等整備事業について」です。

皆さんご存じのとおり、公民館・図書館等整備事業は住民からの要望の声が多く、とても期待されている事業の一つです。また、岬町過疎地域持続的発展計画で示されている事業計画において、83事業ある中で、二つだけ最重要政策と位置づけられている事業のうちの一つでもあります。現在は基本構想を策定済みであり、今年度には基本計画を策定する予定となっております。また、6月18日開催の公民館・図書館等建設整備検討委員会において、中口副町長を座長とし

た庁内検討委員会を7月末に開催予定と伺っておりましたが、その後なかなか開催されず、9月26日に開催の全員協議会にて改めて状況を伺ったところ、10月11日に開催予定とのことでした。

そこでお伺いいたします。

10月11日に庁内検討委員会は開催されたのでしょうか、また、そこでは具体的にどのような検討がされたのでしょうか、そして、その後の公民館・図書館等整備事業の進捗はどうなっておりますでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 議員の質問にお答えいたします。

令和6年10月11日に部長級職で構成された庁内検討委員会を開催し、基本構想の内容を確認し、基本計画の策定に向けた検討を行いました。検討の過程におきまして立地の確定が重要な要素であり、さらなる検討が必要といった判断となりましたので、作業部会で検討を進めようとしている状況でございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

10月11日によりやく庁内検討委員会が開催され、そこでは基本計画策定においては立地の確定が重要な要素であり、さらなる検討を行うために、作業部会で検討を進めようとしていることでした。しかし、この作業部会というのは、まだ開催されていないと認識しております。もう12月で、今年度もあと4か月しかありません。このような状況で本当に今年度中に基本計画は策定できるでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 議員の質問にお答えいたします。

基本計画は立地等についても具体的に記載するものであることから、策定に際し慎重に取り組む必要があります。現在、庁内で立地や規模など策定着手に必要な検討を進めておりますが、いかに基本計画を有用なものとしていくか見極めるため、いましばらくの時間が必要と考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

基本計画を策定するに当たっては、立地等々のそういった規模等々を記載する必要があるということで、慎重に進める必要があるとの答弁でした。しかし、私の質問で聞きたいのは、今年度

中に基本計画が策定できるのかできないのか、その見通しはどうなっているのか。これを質問しているので、こちらについて再度明確に回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 議員の質問にお答えいたします。

再度繰り返しになりますが、立地規模など策定着手に必要な検討を進めるために、いましばらくの時間が必要と考えております。現時点ではここまでしかお答えはできない状況でございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの答弁の繰り返しの回答をいただいたので、やはり基本計画が策定できるかどうか、そういったところにはなかなか明言することが難しい状況というふうに受け止めました。

状況から考えると、今、庁内検討委員会がようやく開催されて、作業部会がこれからという状況となると、正直、なかなか今年度中の基本計画策定というのは難しいのではないかというふうに私としては考えております。だけれども、当然、基本計画、こちらは慎重に進めなければいけないことも重々承知はしておりますので、それについてはしっかりと引き続き進めていただければと考えます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

これだけ検討がなかなか進まない、そういった状況がうかがえますが、この背景には恐らく様々な課題があるのではないかというふうに考えています。特に、公民館・図書館等整備事業は大きな事業でもありますし、いろんな課題があるのは当然だと思います。どんな事業においても、成功させるためにはしっかりと課題を洗い出して整理し、その解決策を見いだして、一つ一つ解決していく、そういったことが必要であると考えます。

そこで、伺いたいします。

公民館・図書館等整備事業において現在どのような課題があり、そして、今後その課題をどのように解決していきながら事業を進めていくつもりでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 議員の質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、立地と規模の決定がこの事業を進めていく中で非常に重要だと認識しておりますので、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの質問に対してもそうでしたけれども、この質問に対しても私の質問に対

して明確に、回答になっていません。私が聞いているのは、この事業を進めていく中で何が重要かということではなく、何が課題であり、それをどう解決していくつもりなのかということです。何も課題がないというのであれば、もっとスムーズに進んでいるはずですし、これだけの事業で何も課題がないということはないと思います。

改めてお聞きします。

公民館・図書館等整備事業において現在どのような課題があり、そして、今後その課題をどのように解決していきながら事業を進めていくつもりでしょうか。

それと、先ほどの二つの質問に対して、質問への回答になっていない点、こちらは事前に担当課と打合せをさせていただく際にも指摘させていただいており、きちんと回答を準備するようにお願いをしていました。しかし、その回答と全く変わっていません。これはなぜでしょうか、こちらについても明確に回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 議員の質問にお答えいたします。

課題についてというご質問でございますが、立地規模をより検討するため、繰り返しになりますが、いましばらく時間かかると認識しておりまして、担当課といたしましては課題という認識はしておりません。そのため、これらについても、いわゆる計画の策定、課題、双方につきましても現状は課題という認識はしておりませんし、計画についてもまだまだ進めていく方向で考えておりますので、いましばらくお時間をいただきたいということでございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの答弁によると、立地規模は非常に重要である。そして、それを決めるに当たってしばらく時間がかかる。そして、課題という捉え方、これはまだ町としては課題という捉え方をしていない、そういった答弁だと思います。

この本会議の一般質問は限られた時間で質問をし、答弁いただくというところで、それをどれだけスムーズに進めるかというところで事前にいろいろ打合せをさせていただいたところがあります。そこで、やはり今改めて違う答弁いただきましたけれども、そこはちゃんと1回目の答弁で回答いただきたい、これが私の思いでございます。こういった経緯としてはいろいろあるとは思いますが、我々議員も一般質問は住民の暮らしをより良いものにし、町をきちんと発展させていきたい、そういった思いで臨んでますので、行政におかれましてもこの質問に対してしっかりと準備いただくようお願いしたいと思います。

先ほど答弁においては、課題というのは現在はないということでしたが、ご存じのとおり、住

民の多くは、立地としてみさき公園を多く望んでいます。私が聞いている限り、ほとんどの方がみさき公園を望んでいます。この声は無視できないと思います。そのため、立地の確定においてはみさき公園が可能かどうかという点が最重要事項となります。みさき公園周辺に適当な場所があればよいのですが、場合によっては、以前からお伝えしているとおり、新たなみさき公園整備事業も関わってくる可能性もあります。その場合、新たなみさき公園整備事業の事業者とも協議しなければなりません。これは課題ではないのでしょうか。また、今年度は始まって既に9か月が経過しているにもかかわらず、まだ庁内検討委員会は一度開催しただけの状況であり、決してスムーズに進んでいるようには感じません。公民館・図書館等整備といった大きな事業を進めていくに当たって十分な体制は取れているのでしょうか。

瀧見議員も昨日の一般質問で質問しておりましたが、第4次集中改革プランも令和6年度からの計画期間となっているにもかかわらず、まだ策定が完了していない状況であり、常にいろんな場面で厳しい財政状況という言葉が飛び交う中、本事業の財源確保は大丈夫なのでしょうか、これは課題になっていないのでしょうか。

先ほども述べましたとおり、どんな事業においても課題があるのは当たり前であり、その重要性や規模が大きくなればなるほど課題もその分大きく増えていきます。しかし、その課題としっかりと向き合うことこそが事業を成功させるためには必要不可欠だと思います。何度も言いますが、公民館・図書館等整備を望む住民の声は本当に多いです。そして、この事業は、岬町の将来に関わる重要な事業であるとも考えます。しかし、最近ではあまりにも何も事業が進んでいる様子がないために、やっぱり公民館・図書館はできないんじゃないのかなという諦めの声も聞かれます。この事業を成功させるためには、どれだけ住民を巻き込み、その思いを形にできるかが大事です。そのため、いろいろ難しい課題があったとしても、しっかりとその課題と向き合い、一つ一つ解決していき、ぜひとも実現していただくよう強く要望し、この件についての質問を終わりたいと思います。

次に、二つ目の質問です。二つ目は、「保育士不足・待機児童解消に向けて」です。

ご存じのとおり、近年は共働き世代の増加や核家族化により保育ニーズが高まる一方、全国的に保育士不足が深刻化し、大きな社会問題となっています。岬町においても慢性的な保育士不足に陥っており、ずっと保育士を募集している状態が続いています。そんな中においても、これまで待機児童はゼロとなっており、町長のタウンミーティングにおいても、子育てしやすいまちとして、未就学児童への支援の取組として、保育所の待機児童ゼロがうたわれていました。しかし、住民の方から保育所に申し込んだが、定員いっぱいに入所できなかったという相談をいただきま

した。つまり待機児童が発生したということです。

そこでお伺いいたします。

慢性的な保育士不足の状態の中、11月15日にも、岬町ホームページに4名の保育士募集が掲載されています。保育士の応募状況はどうなっておりますでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

会計年度任用職員保育士の応募状況につきましては、令和6年4月に延長保育士として1名の応募があり、続いて、6月には日中保育士として1名、延長保育士として2名の、合計4名の応募に対しまして4名を採用し、淡輪保育所に配属したところでございますが、そのうち1名は退職されるなど、まだ保育士不足が続く状況で、現在も4名の保育士を募集しておりますが、7月以降の応募はない状況でございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

私の知る限り、3月に5名募集、9月に4名募集、11月に4名募集とずっと募集を続けておりますが、先ほどの答弁によると7月以降の応募はなく、現在も4名募集を行っている状況とのことでした。なかなか応募すらない状況ということかと思えます。これは岬町に限った話ではなく、保育士の確保については、どこの自治体も大変苦労しているというふうに聞いています。こういった中、保育士確保に向けてどのような対策を行っておりますでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

会計年度任用職員の保育士確保に向けた対策といたしましては、岬町のホームページ及び公式LINEアカウントの広報媒体を活用した募集、ハローワークへの求人票の掲載、有料広告求人アイデムへの掲載、求人情報誌ぱど、泉州版及びインターネット版「ぱど」への掲載、大阪府社会福祉協議会が運営する大阪府福祉人材センター「福祉のお仕事」への求人登録、公務員の求人 に特化した採用情報サイト「パブリックコネクト」への掲載、そのほか町内回覧の実施、また公共施設に公募ポスターの掲示や町内イベントでの公募ポスターを掲示するなど、会計年度任用職員の保育士確保に向けて取り組んできたところでございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁によりますと、公共の公募媒体だけではなく、民間の有料広告であつたりとかサイトなどへの掲載、様々な方法で求人を行い、保育士確保に取り組んでいるというふうな回答でした。聞いてるだけでも本当にいろんな方法で取り組んでいるな、努力されているなというところがうかがえます。しかし、それでもやっぱり応募につながらないということでした。さらには、近隣市町に比べて決して給与や福利厚生が悪いわけではないとも聞いています。それでも保育士確保は難しい状況ということかと思えます。

そこで、次に、現在の保育所の状況についてお伺いしたいと思います。

現在の各保育所の園児数と職員体制、それと待機児童の状況について回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

令和6年11月1日時点での園児数及び早朝・延長の会計年度任用職員を除いた職員体制については、淡輪保育所では、5歳児クラス数2、園児数31人、保育士4名、4歳児クラス数1、園児数21人、保育士3名、3歳児クラス数2、園児数28人、保育士5名、2歳児クラス数2、園児数26人、保育士5名、1歳児クラス数1、園児数19人、保育士4名、0歳児クラス数1、園児数9人、保育士3名です。

続いて、深日保育所ですが、5歳児・4歳児クラスで園児数18人、保育士2名、3歳児・2歳児クラスで園児数15人、保育士3名、1歳児・0歳児クラスで園児数13人、保育士2名です。

多奈川保育所では、5歳児・4歳児・3歳児クラス園児数10人、保育士2名、2歳児・1歳児・0歳児クラスで園児数14人、保育士2名でございます。

なお、支援が必要な児童のため、クラスによっては配置基準以上の保育士を必要数配置して保育を行っている状況でございます。

また、待機児童の状況につきましては、令和6年度当初では待機児童はなく、現状の職員体制の中、可能な限り途中入所の受入れを行ってきましたが、町外の施設を希望される児童を除き、0歳児において、10月からの途中入所がいずれの保育所でも受入れができない状況となり、現在、途中入所を希望された0歳児の6人が待機児童となっています。このまま保育士の応募がない状況が続くようであれば、0歳児から2歳児までの児童が途中入所の申込みをされても待機児童になる状況となっております。

なお、待機児童となる場合に、広域入所、町外の保育施設を利用する制度でございますが、その案内をさせていただきましたが、町外への保育施設に入所された児童はおられません。

また待機となった児童のご家庭全て育児休業期間の延長をされていると伺っておりまして、家庭での保育にご協力をいただいている状況でございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 細かい数値の説明ありがとうございます。

各保育所の園児数の状況を確認させていただいたところ、0・1・2歳児といった低年齢が多い状況で、保育の低年齢化が進んでおり、これが保育士不足の要因の一つであると考えられます。また、現時点で待機児童が6人もいるということに正直驚きました。しかも、保育士確保ができていないため、0歳児から2歳児までの児童が途中入所を申し込みしたとしても待機児童になってしまうという深刻な状況とのことでした。

そこで、今度は来年の入所の状況をお伺いいたします。

10月28日に令和7年度4月1日入所の保育所の申込みが終了となっていますが、申込み状況はどうなっておりますでしょうか、また待機児童は発生しないのでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

令和7年4月1日の応募状況につきましては、全体で189人の応募を受け付けている状況です。

各保育所の内訳といたしましては、淡輪保育所では、5歳児21人、4歳児28人、3歳児34人、2歳児22人、1歳児19人、0歳児3人で、合計127人です。

深日保育所では、5歳児9人、4歳児8人、3歳児4人、2歳児8人、1歳児7人、0歳児1人で、合計37人です。

多奈川保育所では、5歳児3人、4歳児6人、3歳児6人、2歳児5人、1歳児4人、0歳児1人で、合計25人でございます。

現在申込書類の確認作業を実施しており、年明け1月下旬には入所審査を行う予定ですが、現状の職員体制であれば、今のところ待機児童は発生しないと見込んでおります。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

現在の申込み状況と職員体制であれば待機児童は発生しないとのことでした。これはまず現時点では安心できる状況と思うのですが、新たに入所される児童が支援が必要かどうか、また5月以降の途中入所というものも今後始まってきます。その申込み状況によっては、現在の職員体

制のままでは今回同様に待機児童が発生する可能性もあると考えます。ここで本来であれば資料を用いて全国の待機児童の状況についてご説明しようと思いましたが、時間の都合上、割愛させていただきたいと思います。申し訳ありません。

また、今後さらに保育士不足が深刻化する懸念があります。資料5をご覧ください。資料1から4は割愛させてもらってます。

その懸念というのは、こども誰でも通園制度です。まず、こども誰でも通園制度について説明をお願いいたします。また、こども誰でも通園制度では、どういったことが課題としてあるのでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

こども誰でも通園につきましては、現行の幼児教育・保育給付とは別に0歳6か月から満3歳未満の子どもであって、子どものための教育・保育給付を受けていないものを保育所等において、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間帯等で柔軟に利用できる通園給付が令和8年度より創設されます。このこども誰でも通園の課題につきましては、現在試行的に事業が全国で実施されている中、国においては検討会を複数回実施されており、今月中には検討会の中間取りまとめが発表されると聞き及んでおりますので、その取りまとめ等の内容を確認し、実施に当たっての課題把握に努めてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどご答弁いただいたとおりですが、少し難しい言葉もあるので、分かりやすく言うと、こども誰でも通園制度とは、0歳6か月から満3歳未満で、保育所などに通っていない子どもであれば、月一定時間まで、就労条件とか目的を問わず、誰でも保育所等に子どもを通園させることができる、そういった制度です。

令和7年度に制度化し、令和8年4月から本格実施される予定です。令和6年8月30日現在、118自治体が試行的に事業実施を行っており、大阪府では、大阪市、豊中市、高槻市、富田林市、東大阪市の五つが行っています。

資料7をご覧ください。

こちらは神戸市の試行モデル事業のパンフレットです。対象0歳6か月から2歳、利用可能時間は月10時間まで、利用料金は1時間300円となっています。試行的事業においては各自治体で多少条件は異なりますが、現在、検討会において、これらの条件についても検討を行っている認識しております。

また、課題についてですが、民間の調査によると、このこども誰でも通園制度の課題として、保育所で園に慣れていない子どもを一時的に預かるということになるため、保育士不足の深刻化、現場の負担増、保育の質の維持、安全面の確保など多くの課題があると言われています。しかし、そんな制度があと僅か1年半後には始まる可能性があるのです。そのため早急に保育士不足を解消し、保育の受皿を拡充するとともに、保育現場の負担軽減を図る必要があります。しかし、保育士を募集しても応募すらない状況です。そうすると、今の職員の数で対応する方法というのも考えなければならないと思います。その方法の一つで考えられるのは、園の統合だと思います。しかし、淡輪保育所、深日保育所、多奈川保育所、これらを統合するととなると、施設のスペースの問題や保護者の送迎の問題など大きな課題があり、現実的には難しいというふうにも考えています。そこでもう一つの案として考えられるのが、淡輪幼稚園と淡輪保育所を統合し、認定こども園にするという方法だと思います。

そこでお伺いいたします。

まず、淡輪幼稚園の現在の園児数と職員体制、令和7年4月入園の申込み状況について回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

令和6年12月現在の児童数については、3歳児2名、4歳児1名、5歳児1名で、職員体制は、園長・担任1名、支援担1名、育児部分休業職員1名、会計年度職員1名、預かり保育員1名となっております。

令和7年4月入園の応募状況につきましては、現在3歳児3名の児童の応募を受けている状況です。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

現在は3歳児が2名、4歳児1名、5歳児1名の計4名、そして令和7年度4月入園の応募状況が現在3歳児3名ということなので、令和7年度4月からは園児の数は計6名ということになります。そして、職員は全部で園長を入れて6名、こちらは全ての幼稚園教諭、保育士資格を持っている職員というふうに認識しております。このように、来年、令和7年4月からは、園児6名に対して幼稚園教諭・保育士の資格を持っている職員が6名ということです。また、現在はほとんどの方が幼稚園教諭と保育士の両方の資格を持っていると認識しております。そのため、淡輪幼稚園と淡輪保育所を統合し、認定こども園にすることで児童の数に対する職員の割合

も増え、保育士不足や待機児童の解消にもつながるとともに、余裕を持った適正な職員配置ができるようになり、保育の質の向上や職員の業務負担軽減にもつながる可能性があると考えます。

当然、人数の単純計算だけで判断できるようなものではありませんし、職員の方の働き方の希望もあると思います。そして、ほかにも認定こども園といった新しい仕組みの園にすることによる多くの課題もあると思います。しかし、深刻化する保育士不足、待機児童問題、こども誰でも通園制度への対応など、多くの課題や、より多様化するニーズに柔軟に対応していくためには認定こども園への移行を検討すべきだと考えます。

そこでお伺いいたします。

これまで認定こども園について検討を行ったことはありますか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

淡輪幼稚園につきましては、少子化や就労形態の変化による保育ニーズの多様化といった社会環境の変化の中で、今後の淡輪幼稚園の在り方について具体的な方向性を検討するため、令和5年度に岬町立淡輪幼稚園のあり方検討委員会を設置し、2回開催いたしました。

1回目につきましては、淡輪幼稚園の検討に至った経緯と今後の淡輪幼稚園の在り方について説明を行い、委員の方から非認知能力を伸ばすことの大切さや幼児教育の重要性などの意見をたくさんいただき、2回目はカリキュラムや子どもの日々の活動を紹介し、幼稚園教育の報告を行い、ご意見をいただきました。たくさんのご意見をいただいたことを踏まえ、教育委員会事務局として、淡輪幼稚園の体制の構築、地域に根差した子育て支援の充実、さらなる幼児教育カリキュラムの構築を提案させていただき、令和6年から淡輪幼稚園をスタートいたしました。淡輪幼稚園の体制の構築については、保護者の環境に配慮できるよう、保育時間や預かり保育の時間の拡充を行い、通園バスの停留所の見直しについても実施いたしました。

地域に根差した子育て支援の充実については、親子登園や園庭開放などで未就園児や保護者が集うことで、幼年期から幼稚園の環境に馴染んでいただける体制づくりに努めております。さらなる幼児教育カリキュラムの構築については、小学1年生に見られる子どもの行動から、幼稚園においては遊びを通して育つ力が重要と考え、幼稚園教育要領に定める5領域や非認知能力を伸ばすためのカリキュラムの再構築、幼児教育と小学校教育の接続をはじめ保育所と幼稚園の連携、幼稚園と小学校の連携など多様な場の環境づくりを考えております。

今年度の淡輪幼稚園のあり方検討委員会の開催につきましては、年明け2月頃に予定しており

ます。委員の皆様の多くのご意見をいただき、将来の岬町の状況を踏まえた展望や政策などを事務局より発信し、淡輪幼稚園を存続する方策について、今後も委員の皆様と検討してまいりたいと考えます。

認定こども園の検討はというところで、教育委員会といたしましては、幼児期の教育は小学校の準備ではなく土台であり、生涯にわたる人格形成を培う上で重要なものであります。教育委員会では認定こども園の話もありましたが、幼児教育の本質的な重要性に目を向けて進めているところでございます。今年度はまだ淡輪幼稚園のあり方検討委員会の開催はできていない状況ではございますが、これからも少人数でのデメリットを解消できるよう、学識経験者、教育関係者、児童福祉関係者、児童の保護者、地域代表者で構成する岬町立淡輪幼稚園のあり方検討委員会で議論をいただきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 認定こども園につきましては所管する部署ということで、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、認定こども園についてでございますが、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがございまして、幼保連携型、幼稚園型、保育所型などがございます。幼保連携型認定こども園は、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ施設で、幼稚園型認定こども園は、現在の幼稚園に保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育的機能を備えて認定こども園にするもの、保育所型認定こども園は、現在の保育所に保育を必要としない子どもを受け入れ、幼稚園的機能を備えて認定こども園にするものでございます。これまで具体的な検討は、しあわせ創造部担当としては検討はしておりませんが、もし認定こども園を設置するとした場合、最も現実的なタイプは、様々な考え方があるかと思いますが、保育所型認定こども園ではないかと考えます。しかし、保育を必要としない児童から通いたい、また保護者から、この施設に預けたいと思っていただける魅力ある認定こども園、特色のある認定こども園にする必要があると考えます。

淡輪幼稚園の園児の数が少なくなっているからと、その園児を受け入れするため淡輪保育所を保育所型認定こども園に移行するといった考えもあるかと思いますが、現在、淡輪幼稚園ではいろいろ工夫をしながら園を存続しようと努力を重ねているところで、今後、特色のある淡輪幼稚園となって、淡輪保育所にもその特色を併せ持った保育所型認定こども園にしていくのが理想的ではないかと考えます。ただ、保育所型認定こども園は大阪府内でもあまり例はなく、また私立施設の移行意思も鑑みながら、認定こども園の設置については慎重に検討しなければならないと

考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

先ほどの答弁によると、教育委員会と子育て支援課のどちらも認定こども園の設置について具体的な検討は行っていないとの回答でした。そこで、資料7をご覧ください。

こちらは大阪府が公表している大阪府の幼稚園、幼保連携型認定こども園の数の推移を表したグラフです。平成27年度から令和5年度までの間に幼稚園は693園あったものが520園と173園減っており、これはおおよそ75%まで減少しているということになります。園児数においては10万2,095人、こちらが6万2,788人と3万9,307人減少し、おおよそ61.5%まで減少している状況です。

逆に、幼保連携型認定こども園は259園あったものが704園と445園増、おおよそ271.8%まで増加しています。園児数においては4万2,051人が9万7,171人と5万5,120人増え、231.1%まで増加しています。

資料8をご覧ください。

こちらは大阪府が公表している幼稚園、幼保連携型認定こども園の平成30年度から令和5年度の増減を公立と私立に分けて表したグラフです。幼稚園は、公立で86園減、私立で21園減の計107園減っています。逆に、幼保連携型認定こども園は、公立で23園増、私立で170園増の計193園増となっています。皆さんももちろんこういった近年の幼稚園の減少と認定こども園の増加の状況についてはご存じのことかと思います。なお、泉州地域の町村で公立幼稚園があるのは岬町だけです。

そこで改めて伺いいたします。

先ほどの答弁にて、教育委員会と子育て支援課のどちらも認定こども園の設置について具体的に検討を行っていないとのことでしたが、認定こども園は両方の機能を兼ね備えている施設であるため、教育委員会と子育て支援課が一緒に考えなければならないと思います。早急に教育委員会と子育て支援課が一緒に認定こども園について検討すべきと考えますが、いかがでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど教育委員会部局のほうからも答弁がございましたが、「学識経験者、教育関係者、児童福祉関係者、児童の保護者、地域代表で構成されます岬町立淡輪幼稚園のあり方検討委員会で議

論をいただきたいと考えております」とありましており、この岬町立淡輪幼稚園のあり方検討委員会において認定こども園の議論に発展していった場合には、児童福祉部局でありますしあわせ創造部といたしましても、その中で議論をしていきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

淡輪幼稚園のあり方検討委員会、こちら場で認定こども園について議論を発展した場合には、教育委員会だけではなく児童福祉部局としても一緒に議論していくとの回答でした。しっかりと議論していただくようお願いいたします。

また、9月議会の場合でも、こども基本法において、子ども施策においては、子ども自身やその保護者といった当事者の意見を聞くことになっているため、しっかりと意見を聞くように求めてきました。今回の件も同様だと思います。認定こども園を検討するに当たって、当事者である子育て世代の意見を聞くべきと考えますが、いかがでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

第3期みさき子どもとおとなも輝くプランの策定に当たり、本町の子ども・子育て世帯の生活実態や動向・ニーズ等を把握・分析することを目的に実施いたしました「岬町子ども・子育てに関するアンケート調査」では、直接認定こども園についての質問は設けておりませんでしたが、就学前児童の保護者からの回答208件のうち103件の自由回答欄でいただいた意見の中で2件、また小学生の保護者の回答269件のうち94件の自由回答欄でいただいた意見の中で1件、幼稚園と保育所を統合して認定こども園にしてほしいという趣旨の意見がございました。つきましては、認定こども園について議論する場合には、先ほどの意見も踏まえ議論していきたいと考えております。また、さらに当事者である子育て世帯からの意見が必要かどうかにつきましては、認定こども園についての議論の場で検討されるものと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

ほかにも、令和5年2月10日から3月8日に実施された今後の町立淡輪幼稚園の在り方についての意見募集、こちらでも認定こども園を望む意見があったかと思います。こちらの意見を踏まえて議論を進めていただくようお願いいたします。

また、改めて言いますが、当事者である子育て世代から意見が必要かどうかではなく、こども基本法において、子ども施策を検討するに当たっては当事者の意見を聞かなければならないこと

になっており、これは義務です。そのため、しっかりと当事者である子育て世代の意見を聞くようによりしくお願いいたします。

これまでも述べましたとおり、保育士不足が深刻化している中、このまま令和8年4月からこども誰でも通園制度が本格実施された場合、保育現場はとても厳しい状況に置かれることが容易に想像できます。そのため、保育現場の環境整備が急務となっています。また、淡輪幼稚園においては、幼児教育がとても重要であるということは十分認識しており、これに向けて担当課でもとても尽力されていること、そういったことも重々承知しております。しかし、この幼児教育と併せて集団生活というのも子どもの健全育成において欠かせない要素だと思います。少人数による手厚さというメリットもあると思いますが、集団生活は一定数の人数が必要であるため、この経験が不足するデメリットもあると思います。実際に子育て世帯の中からは、集団生活を経験できないということを懸念する声もたくさん聞きます。認定こども園にすることで、幼児教育を受けながら集団生活も経験することができる環境をつくることができるのではないのでしょうか。

認定こども園の設置においては多くの課題もあると思います。しかし、岬町を子育てしやすいまちとして、子どもの未来を考えた場合には検討しなければならない重要な課題だと思いますので、しっかりと取り組んでいただくよう強く要望いたします。

以上でこの件についての質問を終わります。

最後に、三つ目の質問です。三つ目は、「行政手続のオンライン化の促進について」です。

全国で自治体のICT化が進む中、岬町においても、令和4年3月には、岬町DX基本計画を策定、令和6年4月には第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を岬町デジタル田園都市構想総合戦略に改定し、デジタルの力を活用したまちづくりに取り組んでいます。電子決裁システムや統合型GISを導入し、業務改善を図ったり、各種証明書のコンビニ交付サービスやL o G oフォームによる電子申請によって住民の利便性向上にも取り組んでいると認識しております。住民からは便利になったと喜ぶ声が聞こえる一方、まだオンライン化ができていない手続に対して、オンライン化を望む声も聞こえてきます。

そこでお伺いいたします。

現在の行政手続のオンライン化の状況はどうなっておりますでしょうか、また、これによりどのような効果が得られておりますでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南大介君。

○南総務部理事 お答えします。

行政手続のオンライン化については、岬町DX基本計画にも取り組む事項として位置づけ、推

進を図っております。これまでに各種証明書のコンビニ交付を導入したほか、転出入ワンストップをはじめとする26手続についてはマイナポータルでの受付手続を、また、職員が申請フォームを簡単に作成できる電子申請システム「L o G o フォーム」を導入し、各担当で手続のオンライン化を進めることができる体制を整えてまいりました。

これらのオンライン手続においては、申請者の方が役場に来庁することなく手続ができ、住民の利便性の向上と行政事務の効率化といった効果が期待できます。ただ、全ての手続をオンライン手続だけにすることはできませんので、従来の申請手続と併せて事務処理を行うことから、担当部署では業務が煩雑になっているという側面もございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

様々なオンライン化、そういったものを進めているというところは今の説明でも十分理解することができました。

また、デジタル庁が今年の10月17日に公開している地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査、令和5年度末時点によると、岬町は地方公共団体に優先的にオンライン化を推進すべき手続55個中32個オンライン化できているとなっており、その中でも特に国民の利便性の向上に資する行政手続も、都道府県対象手続を除いた27個中、罹災証明書の発行申請を除く26個がオンライン化できているとなっています。これは全国の中でも進んでいるほうであり、非常に評価できると思います。

このように岬町は積極的に行政手続のオンライン化を進めていますが、さらに加速化しなければならない状況となっています。その理由の一つが、10月1日に実施された郵便料金の値上げです。種類にもよりますが、おおよそ30%も値上げとなりました。行政は住民への通知や返信の方法として郵便を多く活用しています。そのため、郵便料金の値上げは影響は大きいと思います。

そこでお伺いいたします。

この10月1日の郵便料金値上げによる今年度と来年度への影響はどれくらいでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南大介君。

○南総務部理事 お答えします。

財政当局からの数字では、令和6年度予算ベースで試算すると郵便代の予算額は715万5,000円に対して年間200万円程度、今年度分で見れば、その半年分である100万円程度の

影響が見込まれております。

なお、先ほど谷地議員のおっしゃられました優先すべき手続のうち、まだできていない罹災証明の手続につきましては、先月11月より、L o G o フォームによるオンライン手続を開始したところでございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 回答ありがとうございます。

今年度予算をベースで試算をすると、予算額715万5,000円に対して郵便料金値上げの影響は年間200万円、今年度分で見ればその半分の100万円を見込んでいるとの回答でした。何もしなければ、郵便だけで年間200万円も増えて900万円以上かかるということです。これは決して少ない金額ではありません。

時間の都合もありますので、準備した質問を少し省いていきたいと思います。

こういった郵便料金の値上げについてはどのような対策を考えておりますでしょうか、回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南大介君。

○南総務部理事 お答えします。

郵便料金値上げに対する対策はということですが、町からは配布物やお知らせ、案内など多くの郵便物が発送されております。現物を輸送しなくてはならないものもございますが、会議のお知らせや各種案内、また返信いただく書類などは、メールやオンライン手続などにより郵便物を減らすことが可能と考えております。

例えば、各種計画策定時にアンケート調査を実施しますが、調査用紙にQRコードを印刷し、先ほどのL o G o フォームでオンライン化等できるようにすれば、返信用の郵便代が不要となります。郵便料金の抑制にはオンラインの活用は有効でありますので、財政当局とも連携し、積極的な活用を呼びかけてまいります。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの回答によると、アンケート調査でのL o G o フォームを活用したオンライン回答について、これは8月9日の岬町子ども・子育て会議の場でも委員から提案がありました。オンライン回答することで回答しやすくなり、回答率は上がるのではとの意見でした。郵便料金の抑制だけでなく、それ以外の効果も期待できると思います。ぜひ、積極的にオンライン化を進めていただきますようお願いいたします。

また、それ以外にもプリンターのコピー用紙、あとはトナー代、こういったものも物価高騰の

影響を受けて上がっているというふうに聞いております。これについては担当課から、リサイクルトナーに変更したりとか、あとは再生紙配合率を上げた安価なコピー用紙に変更する、そういった対策を既に取りられているというふうに伺っております。こういったことも非常に担当課は努力されていると思います。こちらについても、引き続き物価高騰の状況等々を鑑みながら注視して対応のほうを続けていただければと考えます。

時間がないので、最後に、こういったオンライン化の手続というところは、進めることというのは、これは先ほど申し上げたとおり、住民の利便性向上だけでなく業務効率化、コスト削減、こういったものにつながっていきます。しかし、このオンライン化が逆に負担となってしまうのは意味がありません。そのために、まずはどういった業務かというところを行政のほうでも見直しを行い、そしてオンライン化の効果を最大限生かせるよう進めていただくようお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君の質問が終わりました。

次に、早川 良君。

○早川 良議員 早川良でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、令和6年度12月議会一般質問を始めたいと思います。

まず、1点目は、病児保育についてです。

子どもが熱を出すと保育所で預かってもらえません。また、保育所で熱が出ると、保育所から迎えに来てくださいという連絡が入ります。本来働く母親や父親、保護者にとって、子どもが病気のときこそ不安な子どもに寄り添い、ぬくもりをしっかりと与えるため、気兼ねなく休暇を取って看護することが大切であるということは周知の事実であります。しかし、社会的な環境整備が不十分で、母親等がどうしても休まざるを得ない状況において、病児・病後児保育事業は子育て政策の中でも不可欠な事業と考えます。

病児保育事業の特に病児・病後児対応型の必要性については、約10年前にも、当時、私が保育所保護者代表で参加していた子ども・子育て会議でも今の保護者にとってとても要望が多く、切実な問題であると要望させていただいた経緯があります。そこで、まず、現在の岬町における病児保育の現状についてお聞かせください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

病児保育事業は、保育を必要とするお子様が病気の際、保護者が仕事などでどうしても家庭で

保育ができない場合、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペースなどで一時的に保育を行う事業でございます。病児保育事業には病児・病後児対応型、体調不良児対応型などがあり、当面症状の急変が認められないが、病気の回復期に至っていない、もしくは病気の回復期であることから集団保育が困難で、保護者の仕事などの都合により家庭で保育ができない子どもの保育を行うものを病児・病後児対応型といい、保育所での保育中、微熱を出すなど、体調不良となった子どもを保護者が保育所に迎えに来るまでの間、緊急的に対応するものを体調不良児対応型といいます。岬町におきましては、保育所で保育中に体調不良になった児童を保護者が迎えに来るまでの間、看護師及び保育士で対応する体調不良児対応型病児保育事業を実施しております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 説明があったとおり、岬町では保育中に体調不良となった子どもを、保護者が迎えに来るまでの間、看護師及び保育士で対応する体調不良児対応型病児保育事業を実施しています。体調不良が発生してもすぐに保育所に迎えに行くことができない場合など、看護師等が見守っていただけるということは大変ありがたい施策であります。では、岬町で現在実施できていない病児・病後児対応型の大阪府下の実施状況をお聞かせください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

大阪府下での病児・病後児対応型の実施状況につきましては、病児・病後児対応型の実施場所として病院、診療所、保育所、認定こども園、その他単独施設などで実施されており、大阪府下で実施されている施設は174か所ございます。

内訳としましては、公立等での施設で21か所、民間等の施設で153か所でございます。公立等の内訳としましては、保育所・認定こども園等では、大阪市内で9か所、箕面市で3か所、高槻市・河南町・泉大津市にそれぞれ1か所で、合計15か所、次に、病院及び診療所等では、池田市・枚方市・堺市・河内長野市・高石市にそれぞれ1か所で、合計5か所でございます。そのほか能勢町では、公立施設に病後児保育室が設置されております。

民間等の内訳といたしましては、大阪府下で保育所・認定こども園等では32か所、病院及び診療所では38か所、企業等では68か所、その他の施設で15か所設置されております。近隣市町では、泉南市で民間の企業主導型保育事業所、貝塚市・熊取町では貝塚市にある同じ診療所で実施、そのほか、和歌山市では3か所ございますが、大阪府下全体でいいますと民間による企業が実施する施設が多く、次いで病院及び診療所、公立以外の保育所・認定こども園となり、公立等で実施する施設は少ない状況でございます。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 大阪府下で174か所が実施されており、民間等の施設が153か所と大半を占める中、公立等の保育所・認定こども園でも府内で15か所実施されている。また、岬町と同じ町規模の河南町でも実施されていることが分かりました。また、近隣市町村においても企業主導型保育事業所などもあり、利用料金等を支払えば利用できることが分かりました。大阪府下で174か所もの病児・病後児対応型の病児保育事業が実施されているということは、やはり子育て世代にとってニーズの高い施策であると思いますが、岬町の保護者や住民の皆様から今まで要望等はなかったのか、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

保育所や子育て支援課には、直接、保護者や住民からの要望はございませんが、第2期みさき子どもとおとも輝くプランの計画期間が本年度末をもって満了となることから、第3期みさき子どもとおとも輝くプランの策定に当たり、本年7月に取りまとめました岬町子ども・子育てに関するアンケート調査結果によりますと、子どもが病気になったときの対応について、「平日、定期的に幼稚園や保育所などを利用している」と回答された163人の方のうち、「子どもの病気やけがで施設やサービスを利用することができなかったことがあった」と回答された方が9割弱の145人おられました。また、「子どもの病気やけがで施設やサービスを利用することができなかったことがあった」と回答された方のうち、施設やサービスを利用できなかった際の対処方法として、「父親もしくは母親が仕事を休んだ」と回答された方のほぼ半数の方は、「できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい」と回答がありました。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 直接、保育所や子育て支援課への要望はなかったとのことですが、岬町子ども・子育てに関するアンケート調査によると、回答された163名の方のうち病気やけがで保育所等が利用できなかった方が9割弱の145名がおられた。その対処方法として「両親のどちらかが仕事を休んだ」と回答され、また、回答された半数の方が、「できれば、病気の子どものための保育施設などを利用したい」と回答しているということが分かりました。すなわち、病児・病後児対応型を望む声は現在もとても多いのではないかと推測されます。では、行政として、病児・病後児対応型の必要性についてどのように考えているのか、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

岬町子ども・子育てに関するアンケート調査結果にもありましたように、「できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい」との回答があり、子どもが今朝、急に熱を出し、仕事を休みたいけど、どうしても休めないときには、病児保育事業の施設があれば大変助かると思っています。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 松井部長が今答えていただいたとおり、大変ありがたい施策ということは、私もそのとおりだと思います。冒頭でも話したとおり、体調が悪いは我が子に寄り添って休みたいのは全ての保護者の思いであります。しかし、どうしても休めないときには、病児保育事業の施設があれば大変助かると思います。まさに担当部長の思いと子育て世代の思いが一致しているのではないのでしょうか。では、なぜ、病児・病後児対応型が今まで実施できていないのか、その課題について回答をよろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

病児保育、病児後保育事業の課題といたしましては、病児の急な体調変化にも対応することができる医師、あるいは連携医療機関の確保が課題であるとともに、感染症に罹患している病児も預かることから、施設内に専用スペース、病児保育専門の看護師・保育士の確保も課題であると考えております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 確かに地域性もあり、体調変化に対応することのできる地域での医師の確保は難しいかもしれませんが、2次医療機関などとの連携を図り、緊急時の対応の構築を図るなど、またスペースについても、1か所に病児対応の施設を集約するなど、検討の余地はあると思います。また、看護師にあつては、体調不良児型に対応するために既に各保育所に配置しているのではないのでしょうか。

最後にお聞きします。

課題については先ほどお聞きしましたが、岬町で病児・病後児保育を実施することはできないのでしょうか、回答をよろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどのアンケート調査で、「できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい」との回答と同じ数、「病気の子どものための保育施設などを利用したいと思わない」との回答もご

ざいました。また、「子どもの病気やけがで施設やサービスを利用することができなかったことがあった」と回答された方の対処方法については、「保護者のどちらか、また、または保護者の親、親戚、友人、知人などによって家庭で保育された」と回答がありました。

家庭で、もし子どもが発熱などを発症した場合には家庭での保育にご協力をいただき、保育所において保育中に体調不良となった児童については、体調不良児対応型病児保育事業として、保護者が迎えに来るまでの間、看護師及び保育所で対応できる体制を今後も引き続き維持してまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 田代町長就任後、厳しい財政状況の中でも、子育て環境整備のため様々な政策を実施してくれています。保育所・こぐま園・小学校の給食の無料化、私立幼稚園給食費助成、保育所の第2子無料、第1子半額、また延長保育無料、子ども医療の年齢拡充、一時期預かり無料クーポン、学童の宅配弁当、小中学校の体育館空調整備など、子育て政策で有名な市町村にも見劣りしない、本当に子育て世代に寄り添ったすばらしいものだと思っております。

最後に、あと一つ、安心して子育てできる環境を整えるために、保護者の心強い味方として、病児・病後児保育は私の子育て経験からも必要不可欠だと感じています。先ほどの答弁では現状維持と、今までの姿勢とは違い随分消極的な回答と感じました。再度お聞きします。

岬町単独では難しいのであれば、近隣市町村の病児・病後児対応型の施設と連携を結ぶ等、手法はあると思いますが、いかがでしょうか、回答よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど実施に当たっての課題について答弁をさせていただいたとおり、病児の急な体調変化への対応が一番懸念されることから、町立保育所での実施については難しいと考えております。

民間等で実施されている施設では赤字経営が多く、その原因には、支出面では、病気の子どもを預かることから、手厚い専門スタッフの配置による人件費の負担が大きい。収入面では、季節によっての利用者数の変動や当日キャンセルといった面で不安定であることが挙げられております。また、民間等による場合においても実施主体が岬町であることから、委託もしくは補助金を交付することになりますので、公立・民間どちらにいたしましても財政部局とも協議が必要となってくる。

今申し上げましたとおり、病児・病後児保育事業を実施するに当たっては難しいと考えておりますが、先ほど懸念される医療機関との連携の部分でいいますと、町内の医療機関とも相談させ

ていただきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 ただいま部長より相談していきたいという回答ですが、病児保育、病後児対応型は難しいとの回答は非常に残念と思っております。住民の声を寄り添うためにアンケートを取り、望む声が高いという結果も出ております。その結果に対して検討することすらしなないというのは、アンケートを取る意味がないのではないのでしょうか。今後も子どもたちの健やかな成長のために、安心して子育てできる環境づくりを求め、病児保育についての質問を終わりたいと思います。

次に、岬町役場庁舎への通話録音装置の導入について質問します。

近年、業務の公正かつ適正な執務かつ職員の応対品質の向上を図るとともに、犯罪防止、職員への不当要求行為の排除を図るために、また、通話内容が録音されていることで、誤解やトラブルが生じた際の証拠として問題解決がスムーズに進む可能性が高まることから、近隣自治体でも設置が進んでいます。そこで、岬町庁舎の現状と今後の方針について回答を求めます。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南大介君。

○南総務部理事 お答えします。

近年、公正な職務の執行を確保するとともに、不当要求行為や行政対象暴力に対する窓口対応職員の安全・健康を守り、不当違法行為に対する法的な対応を行うための記録として庁舎内の電話に通話録音装置を設置する自治体が近隣の自治体でも増えておるところでございます。

本年3月の総務文教委員会において、谷崎議員から通話録音装置のご導入のご質問もいただいております。また、本町の職員からも、カスタマーハラスメントやセクシュアルハラスメントへの対策として、通話録音装置の設置を求める声が寄せられておるところでございます。通話録音装置を導入している自治体に話を伺うと、住民の方からは、「なぜ録音をするんだ。気分のいいものではない」といったお叱りの意見があるとも聞いておりますが、通話録音装置の導入は客観的な証拠として記録化につながることから、違法行為の抑止効果だけではなく、職員にとってもしっかりとした電話対応が求められますので、住民サービスの向上につながるものと担当では考えております。財政状況が厳しい中ではありますが、本町においても検討してまいりたいと考えています。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 本町職員からもカスタマーハラスメントやセクシュアルハラスメントの対策として通話録音装置の設置を求める声が寄せられていることが分かりました。行政機関における通話録音装置の導入は、業務の効率化や透明性の向上、トラブル防止に寄与する重要な施策であると

考えます。

最後に町長にお聞きします。

担当が導入に向けて検討してまいりたいとの回答でしたが、財政状況は大変厳しい中でありますが、通話録音装置の導入に対してどのように考えるか、お聞かせください。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 早川議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、その前に、先ほど病児保育事業についての松井部長の答弁で、今後、町内の医療機関と協議していききたいという意味は、地元には今まで救急指定病院がなく、診療所では、なかなかその対応ができにくい問題がありましたが、今回、与田病院が新たに正式に救急病院としての認可を受けられております。ただ、救急業務も行っておりますので、与田病院で受皿ができるかどうかは別として、行政としては、今後、病気の子どもを預かるような方策を与田病院とも検討し、町外になりますけども、ふじと台のほうに与田病院付属の小児科がございますので、そういったこともご相談しながらという意味で部長は申し上げたところで、その辺はご理解をしていただきたいと思います。

続いて、先ほどの通話録音装置の件ですが、これはおっしゃるとおり、最近、電話による職員がですね、心を痛めておるといこともいろいろ聞いております。いろいろ財源的な問題もありますけども、これは早急にやはり取り組んでいく必要があると、このように思いますので、担当部局としっかりと協議を重ねて、できるだけ時期にそういった録音装置が設置できるように努力してまいりたいと、このように思っております。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 町長、答弁ありがとうございます。

先ほどの病児・病後児保育の対応についても、今後前向きな回答いただきましてありがとうございます。

通話録音装置につきましても、財政が厳しい中ですが、ぜひとも導入していただきますように切に願いたいと思います。

以上で、12月議会の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 早川 良君の質問が終わりました。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 松尾 匡でございます。それでは始めたいと思います。

まずは、深日航路再生事業の目的と目標、そして7年行った結果の総括と今後についてでありますけれども、平成29年度から今年度まで、7年行ってきた深日航路再生事業であります。今年度も5,530万円の予算をかけて実施されてきましたが、予算では乗船料の収入が1,050万円ということを見込まれておりですね、その内訳として、1便当たり約14人の利用があった昨年度の実績を基にして見込んでおられるということなのですね。さて、この事業ですが、そもそもこの事業単体の目的と目標は何なのかお答えください。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 松尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

航路再生事業は乗船者数などを目的や目標に設定するのではなく、長期的なまちづくりにおける最上位計画である第5次岬町総合計画の基本方針の一つとして定めています定住交流政策を進めることを目的としております。その総合計画での重点政策を定めている岬町デジタル田園都市構想総合戦略では、新しい人の流れをつくり、定住と交流を促進することを基本目標としております。この総合戦略では、移住者の潜在需要を開拓するため、観光振興や情報発信によって町の交流人口を拡大し、新しい人の流れを創出することで、2030年度には観光入り込み数数を100万人に増加させることを目標として掲げており、航路再生の取組は、その目標達成の一部を担っております。

加えて、大阪府市が作成しました大阪のまちづくりグランドデザインに基づく大阪広域ベイエリアまちづくりビジョンにおいても、この航路再生事業は、大阪湾のベイエリアの活性化に向けた重要な取組として位置づけられております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 この事業単体については、目的も目標も設定しないということですね。2030年度に町の観光入れ込み数を200万人に増加させることが、これは最上位である総合計画の目標であり、この取組は目標を達成するための手段なんだという位置づけであるというお答えかと思えます。これでは、今の時代ちょっとあり得ないと私は考えております。やる事業に対して基準となる目標を定めず、この事業が手段として妥当なのか、正解なのかどうかをどう判断するのでしょうかね。感覚的に自画自賛するだけなんではないでしょうかね。このご回答の内容では、そもそもそんな判断する必要がないと考えていると捉えました。

私からすると、我々の大切な税金を使って行っている社会実験なわけですね。社会実験は特に費やした税金に見合う結果が出たかをしっかりと精査する必要があると思うのです、今の時代。仮に乗船者が1人だったとしても、それに5,530万円を使い続けるのか、許されるのかとい

うことなのですが、そんな場合であれば誰1人として納得する住民さんはいらっしゃらないはずなんですよね。だから、基準が必要だと私は思います。

総合計画に書かれているから何でもやって正解というものではないと思います。多額の税金を費やしているのです。単体の事業でも、やるからにはなぜやるのかの目的をしっかりと持ち、目指す基準となる目標値を定めることが当たり前と私は考えます。一旦この問題を横に置いて、また後で戻してきます。

それでは、見方を変えて、これまでやってこられたこの事業の成果をお伺いしたいと思います。

この事業の利用客を増やすために様々な企画商品も実施されたと思いますが、その売上げや経済波及効果等をお聞きしたいと思います。また、この事業での課題は何かと考えているか、また、その対応策はどうしていくのかお答えください。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 松尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど松尾議員のほうがおっしゃいました予算額として5,000万円相当の金額を組んでいると、それは間違いはないんですが、あたかも岬町の負担額という認識ではなくてですね、その5,000万円相当額の中には洲本市からの負担金、国からの交付金と合わせまして乗船料収入を岬町のほうに集約をして予算執行をしておりますので、5,000万円相当額を岬町単体で負担しているというのは少し違うので、そこだけはもう一度確認をさせていただきます。

航路再生事業はですね、新たな人の流れを創出することが本町への交流人口の拡大につながるものと考えており、後日、深日港活性化・空港対策委員会においてもご報告をさせていただきますが、令和5年度に引き続き令和6年度の乗船者数も1万人を超え、年々、航路も周知されてきたところであります。

令和6年度の運航では、観光協会をはじめとする地域の多くの事業者の協力の下、様々な企画商品を展開してまいりました。バスツアーなどの観光ツアーは、19の企画で売上高は175万400円、ホテルと連携した温泉やランチプランは四つの企画で売上高は228万6,000円、「南海うみまち39きっぷ」や淡路交通バスとの企画切符は、二つの企画で売上げは204万3,000円、決算見込みとはなりますが、企画商品の売上合計は607万9,400円となっております。また、令和5年度と令和6年度に、近畿地方整備局に対し経済波及効果の算出依頼を行っており、令和5年度では、大阪側において3,600万円の経済波及効果が確認されております。

令和5年度の算出においては、令和4年度と5年度の乗船者数の平均を基に経済波及効果を算

出しており、令和4年度は新型コロナウイルス感染症が5類への移行前の影響がまだ残っている中で乗船者数で算出しております。つまりは、令和4年度の乗船者数は例年と比べて少ない数字であったということであります。

現在算出中の令和6年度の経済波及効果は、令和5年度と令和6年度の乗船者数の平均を基に算出するため、2か年の乗船者数が大幅に増加していることから、経済波及効果はさらに大きくなっているものと考えております。これは本町の魅力ある観光地や自然をはじめ、他の泉州地域や和歌山などを広域的に周遊するツアー企画などを実施することで観光消費を促し、企画商品の南海うみまち39きっぷでの多奈川線の利用促進はもとより、町内飲食店で飲食や道の駅みさきでの買物消費など、岬町にも経済波及効果が及んでいるものと考えております。これら航路再生事業での成果はもとより、本航路を維持することで、災害時には陸路に代わる代替交通として有効であるとも考えております。航路再生事業に係る事業費につきましては、国からの交付金、乗船料収入に合わせ、洲本市・岬町からの負担金により事業を行っております。

なお、これまでの一般質問においてもお答えしておりますとおり、岬町の負担につきましては、航路再生に応援をいただいている多くの方からのふるさと納税を活用しており、本町の一般財源に負担をかけず事業を実施しておりますが、現状の乗船者数では国からの交付金がなければ自主運営ができない状況が課題であると認識しており、さらなる集客に努めたいと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 披露いただいたものは、大阪も向こう側の兵庫側も含めた成果であるかなというふうに思いますが、ここでは我々岬町を含む大阪側としてどのくらいの成果となったのか見たいと思います。

ホテルと連携した温泉やランチのプランというのが100%兵庫県側の企画商品かなということで、228万6,000円というのは全て兵庫県の売上げになると思います。また、南海うみまち39きっぷや淡路交通バスとの企画切符については、乗船者数の獲得には寄与したと言えるものの、約205万円の売上げというのは公共交通会社の売上げと乗船料であって、地域経済へ直接波及したものとは言えないと私は考えます。

最後に、企画商品でバスツアーなどの観光ツアーの売上げが約175万円あるとのことで、これも兵庫県兵庫側と大阪側の合算だと思いますけれども、大阪側での売上げはどのくらいなのかお答えください。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 松尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど松尾議員の方がおっしゃられましたホテルと連携した温泉やランチのプランにつきましては4企画を企画しておりましたが、大阪側での企画でありましたホテルでの利用、2企画あったんですが、利用者がございませんでした。

それと、大阪府側での企画プランの売上げということで、深日洲本ライナーの運行に合わせて観光ツアーなどの企画は、令和6年度中の運行では19企画しており、そのうち8回が大阪側での企画となっております。

内訳としまして、3月23日に深日洲本ライナー行く岬グルメ&人気スポットめぐりは、最少最高人数が満たなかったため中止となっております。

3月30日に実施しました深日洲本ライナーで行く岬の絶景スポット&ポルトヨーロッパでは、売上げは5万5,000円、8月10日と17日に実施しました深日洲本ライナーで行く泉州ぐるっと周遊日帰りバスツアーでは、売上げは27万6,900円、9月7日の深日洲本ライナーで行く岬町サイクリング&イルカウォッチングは、最小最高人数に満たなかったため中止となっております。

9月29日の深日洲本ライナーで行く世界遺産高野山ツアーでは、売上げは23万4,000円となっております。

10月12日の深日洲本ライナーで行く学文字山トレッキングツアーでは、売上げは4万5,000円となっております。

11月3日に深日洲本ライナーで行く秋の贅沢ベージュ旅というものを企画しましたが、強風により深日洲本ライナーで欠航したため中止となっております。ちなみに、申込者は6名ございました。

以上、深日港活性化・空港対策委員会でも随時ご説明をさせていただきます企画ですが、大阪側では8回の企画で、売上げの合計は61万900円となっております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 企画商品の売上合計が約608円ということのうち、大阪側は約61万円しかないということですね、これは全体の約1割です。これは先ほど大阪側の経済波及効果が3,600万円であると答弁されましたが、その中に含まれるということになると思います。もちろん年度は違いますが、そうなると思います。

私は岬町ファーストの目線で見えるのですが、大阪側の約61万円の中身を見てみますと、目的地が高野山とかポルトヨーロッパなど、岬町では散財されず、お金が落ちていない観光ツアーが催行されているものが多く見られます。また、岬町が目的地となっている観光ツアーは、残念な

がら、最小催行人数に満たず中止になっているというのが分かりました。この事業の主催者で岬町が、この事業により地域経済が潤っているのかどうか、地元住民やお店、そして企業としては知りたいと思うところと思うのですよね。この事業による岬町への経済波及効果は幾らになるか、岬町行政の見解をお聞かせください。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど大阪側での企画商品での合計61万円というような話をさせていただきましたが、そもそも南海うみまち39きっぷは大阪側での需要ですので、約200万円ほどはそこに含まれてくるわけです。だから、大阪湾側での効果といいますと、61万円に200万円が足された金額が正式には大阪側での経済波及効果になるのではないかと。ただ、松尾議員のほうでは、企画商品ということで南海電車の部分は違うというお考えですので、そこは町のほうとの考えは相違しております。

それで、岬町単体での経済波及効果は幾らあるのかというご質問です。今回の経済波及効果の算出についてちょっと説明をさせていただきますが、近畿地方整備局における経済波及効果の算出につきましては、大阪府と兵庫県が公表する産業連関表を用いております。産業連関表は都道府県単位での地域経済の構造を反映した形で形成されており、市町村単位での経済波及効果を直接算出するには適しておりません。そのため、岬町単体での経済波及効果を正確に算出することは困難であり、都道府県単位での算出結果を用いております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 岬町単体での経済波及効果を正確に算出することは困難であるということですが、ざっくりですけれども、できると思うんですよね。

私は、過去に岬町が取られたこの事業を利用した利用者アンケートを入手して、その行き先、目的地が「岬町」と答えた人は何人いて、それがアンケート回答総数の何%なのかを調べました。調べたのは平成29年度から令和元年度までの3か年で、アンケート総数3,218人、うち行き先が「岬町内」と答えた方は何人でしょうか。たったの32人なんですよ。割合として11%未満です。そうすると、大阪側への経済波及効果は3,600万円ということですから、その1%未満のたったの約35万円ということになります。1事業年度でたったの35万円です。先ほど大阪側は約61万円。もちろん認識が違うというのはよく分かりますけれども、私の考えで申し上げます。

企画商品の売上げが披露されましたけれども、その観光ツアーのほとんどが岬町外の目的地に

なっていることを考えると、この35万円はかなり近い数字だと私は考えます。先ほどの答弁では、町内飲食店での飲食や道の駅みさきでの買物消費など、岬町にも経済波及効果が及んでいるものと言われましたけれども、押しなべて、1事業年度で約35万円しか岬町にお金が落ちていないという分析結果ですよ。

さらに見方を変えましょう。大阪側において、経済波及効果が3,600万円もあるということですが、国の交付金や岬町と洲本市の税金を使わないとこの事業の実施運営はできないと、これも認識されておりますよね。その費やす税金の合計はというと、令和6年度予算では約4,479万円です。大阪側全体を見ても、費やす税金よりも経済波及効果が低いという、私から考えると公金割れを起こしてるのですよね。3,600万円引く4,479万円ですから、その差額はマイナス879万円の赤字です。これでは効果がマイナスと私は考えます。

さらに、岬町単体で見た場合、35万円ですから、35万円引く4,479万円ですから、何とその差額はマイナス4,444万円のゾロ目の超大赤字です。

もっと細かく言えば、35万円引く、岬町が負担予定の税額857万円としてもマイナス822万円の、岬町単体でも赤字です。

これは7年、事業やってきているんですよ。事業単体である岬町内の経済波及効果は約35万円で、マイナス4,444万円の公金割れという結果は、住民にとってショッキングだと思いますよね。これでは何のため、誰のための事業をしているのか問われるべきと私は考えております。7年事業やってきてこの分析結果では、明らかにやるだけ無意味と違うんかなどころか、税金をただ垂れ流している結果、私は思いますよ。住民の理解は決して得られないものと私は考えております。このままでは、自主運営ができないということは、町行政としても理解されていることは答弁で分かりましたけれども、このような状況で今後どうしていかれるのか、正直、ちょっとひどい結果の中、さらなる誘客に努めていくとのことですが、この大きな課題は解決できるのかお答えください。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど令和6年度の四千何がしという事業費のことをおっしゃっていましたが、そこも先ほどご説明させていただいたように、それは岬町のほうに事業費を集約しているということで、そういう予算組みがされているということを最初にお伝えをさせていただきます。

あともう一つですね、先ほどから目的・目標の件が出ておりますが、一番最初にご説明させていただいたとおり、乗船者数がどうということを目標とは定めておりませんということは何回も

お伝えすることになってしまうんです。ただ、私たちはこの場で発言をさせていただかないと駄目なので、航路再生事業は先ほどからご説明させていただいているとおり、長期的なまちづくりにおける最上位計画の第5次岬町総合計画の基本方針として定めている定住交流政策を進める目的を持っております。その中で、岬町デジタル田園都市構想総合戦略において、新しい人の流れをつくり定住と交流を促進する、人の流れをつくるということが目的・目標になっておりまして、その数値目標としましては、先ほどご説明させていただいたとおり、200万人の観光入り込み数というふうな目標設定がされておりますので、そこに貢献するというのが航路再生事業の目標・目的となっておりますということを最初にお伝えさせていただきます。

本来の質問にお答えをさせていただきます。

岬町だけでなく周辺地域と連携し、広域的な観光促進を進めることで、魅力的な観光コンテンツづくりに取り組んでおります。これにより岬町を拠点とした広域観光を推進し、地域資源を活用した新たな企画商品を提供することで多様なニーズに応えることができると考えております。現在、企画商品の利用者は乗船者数の約1割程度であるため、企画商品だけで問題を直接解決できるとは考えておりません。しかしながら、継続的な取組の結果が現状で出てきておりますので、継続的に取組を行うことによって、利用者の再訪を促し、口コミやSNSなどを通じて認知度が拡大することが課題解決につながっていくと思っております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 その認識はよく分かっているのですが、何回も繰り返さなくて結構です。最初に何度も言われておりますし、私もそれを理解して臨んでおりますので、よろしくお願いします。

主題は、継続的な取組で再訪を促し、口コミやSNSを通じて認知が拡大したとて、この大きな赤字、私が考える赤字を黒字に持っていけるのかということです。黒字にできるプランがあればお示ししていただきたいのですが、回答がかなりずっと同じ回答で、残念な内容で正直がっかりです。また、同じような取組を継続的行ったとしても、劇的に利用が増えるということは絶対にありません。また、仮に口コミやSNSを通じて認知が広がったとしてもですよ、目的地が魅力がないのであれば、今までどおり岬町は通過されるまちなり、お金が落とされることはありませんし、経済を潤せないものとなると私は断言できます。

さらに、公共交通機関の利便性が悪いままであれば航路を利用することはありませんでしょう。私からすると、この事業での黒字化は完全無理と言わざるを得ません。多額の税金を費やす事業なのに、先ほど言われましたけれども、岬町でも洲本市でも国が出していても税金なんですよ。その認識を、いや違うよということであれば、私はすごい問題視をしております。多額の税金

を費やす事業なのによ、先ほど言われました、目的も目標も設定せず、ただただ毎年同じことを繰り返し、いずれ認知が拡大するだろうという安易な考え方が私は本当に信じられません。住民が納得するとは思えませんし、安易に考え過ぎではないでしょうか。ここで違う見方でまた探っていきたいと思います。

この事業は、ふるさと納税収入を活用しているとのことですが、どれほどの税額をふるさと納税でいただき、また、この事業で費やされた税額が幾らなのか、これは年度別で初めに言っていましたけども、合計で結構です。合計だけお伝えください。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和5年度末までにふるさと納税のうち子育てや福祉・教育など、様々な項目の中から深日航路再生を用途に選択された方の合計としまして、765件で6,322万5,787円となっております。また、この航路再生事業での町の負担額、これも合計ということですので、合計としましては3,464万7,000円となっております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ありがとうございます。

現在までに頂いている深日航路再生に寄せられたふるさと納税額の合計が7か年で6,322万円もあったんですね。また、町がこの事業で負担した税額の合計が3,464万円だということも分かりました。差引きすると2,850万円まだ残っているということになるかと思います。仮に、例えば、町外の方がふるさと納税で岬町へ寄附する際に、深日航路再生という選択肢をもし取り下げていたら、特に住民要望の高い子育て、そして教育・福祉などの選択肢へ寄附が回っていたと考えられると、子育てや教育・福祉などに相当な手厚い住民サービスを実施できたんじゃないかなと私は考えてしまうわけです。私がそう考えるのはなぜか。7年同じ事業をやってきて、民設民営で到底継続できないという結果がもう出ているからですよ。

この事業について、以前に町長は、民設民営でできるようにしていきたいとおっしゃってました。私は大賛成ですよ。大賛成。しかし、7年も社会実験をやってきて、民設民営で、要は乗船者収入だけで航路が継続できるような結果が出ていないんですよ。1回たりとも達成できていないどころか、程遠いと言わざるを得ないんです。

私の調査では、事業実施に5,530万円必要なこの事業を黒字に転換するには、1便当たり76人乗らないと運営できない計算なんですよ。内訳として、5,530万円割る運行実施日数の74日掛ける1便8便なので8を掛けます。掛ける令和5年度の平均乗船単価実績である1,

235円を掛けると75.6人になりますよね。なので、およそ76人です。乗船者数の合計としては4万4,992人必要なんですよ。

町長、今日も言われましたけども、町長は、今回挨拶で合計1万人を突破した利用がありというふうに、過去最高を記録したと大々的にPRされておりますが、この数字って、民設民営にしようと思えば、それと比べると4分の1にも至ってないんですよ。4分の1ですよ。7年もやってきた事業で、1便当たり利用人数がまだ20人を満たせていない結果があるわけなんですよ。

町長は先ほど言われました。過去最高記録したと大々的にPRしておりますけれども、中身が民設民営でとてもできるはずのない大赤字であるのに、何か自主運営もできるかのごとく伝えるのは、住民からするといかがなものかなと思っております。

しかも、ここで私が問題視しているのが、これは一番大事なんですけど、1便76人利用者が必要なのに、現行使用されている船舶、インフィニティの乗船定員は68人しか乗れないのですよ。68人しか乗れない船舶では、毎便満員で運行しても、どうあがいても赤字なのです。当初から計画自体がおかしいものです。そして、民設民営では不可能な設定に初めからなっているということが大きな問題です。私はこの問題だけではありませんけれども、一般的に考えておかしいので、今年3月の一般会計予算を反対したわけですよ。このことについて町はどう考えているのかお聞かせください。

○竹原伸晃議長 皆様、お諮りします。

お昼を回りますが、松尾議員の一般質問が終わるまで続けさせていただこうと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 それでは、続けさせていただきます。再開をお願いします。

まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 松尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど松尾議員のほうが算定されました1便当たりの乗船者数は、予算をベースに考えておられると思います。令和5年度につきましては既に決算が出ておりますので、その決算に基づいてご説明をさせていただきます。

定員68名の船で乗船料収入だけで自主運用を成り立たせるためにはですね、町の試算では、令和5年度決算において1便当たり74.6人、これは松尾議員がおっしゃるように、68人の定員の中で74人乗れないじゃないかというふうになります。現状では満席でも自主運営が成り立たないことは認識しております。この原因としまして、昨今の原油高騰やそれに伴う物価高

騰、人件費高騰、人件費の上昇などが上げられます。民設民営が成り立つモデルにするためには現在の船舶の見直しが必要と考えておりまして、定員数を増やした船舶の導入を今検討しております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほども言われましたけども、町行政の試算としては決算で算出されておりますので、私の試算と1人の違いであります。おかしいことというのは認識されているということですね。原油価格とかもろもろの高騰があるのは分かりますが、それを差し引いたとて、それが黒字になるというのは到底思えないですよ。最低、毎便満員に運行することが実現可能なのでしょうか。また、町行政も民設民営で成り立つ事業モデルにするためには船舶の見直しを含めた検討をしている、必要があるというふうな認識が示されましたが、それでもこのまま続けるのでしょうか。いつまで続けるかお答えください。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 松尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは航路再生事業におきましては、議員おっしゃるように、乗船者数が増えることが総合計画の目標であります。観光売り込み数200万人の達成につながっていくものと考えております。その取組を続けることによって人の流れができますので、その流れができると、当然、船の乗船者が増え、総合計画の目標達成にも近づくという中で、船舶に係る経費につきましては、単純に、もっと経費を下げようと思えば経費は下げられるわけです。

例えば、発券場コーナーでは自販機によって発券作業を行う、そしたら人件費が浮きます。ただ、もともとの目的が人の流れを創出することですので、流れに沿ってこられた方に対して観光案内をするというのが当然我々の仕事の一つになってきますので、単純に、経費を下げて乗船者数を増やして黒字運営ができるというのは一番いいことですが、この人の流れを民間事業者の方がですね、我々もコマーシャルではいくんですが、それを認識していただいて参入していただける企業があれば一番ベストになりますので、それをするためにはまずは人の流れをつくる、乗船者を増やす。何人という目標ではなくて増やすということ为目标に掲げておりますので、それでは質問にお答えをさせていただきます。

何度も繰り返しになりますが、航路再生事業では第5次岬町総合計画の基本方針として定めている定住交流政策を進めることを目的と定めております。その総合計画の重点政策を定めている岬町デジタル田園都市構想総合戦略での新しい人の流れをつくり、定住・交流を促進する基本目標としており、それらを実現するため、具体的な事業として航路再生事業は位置づけをされてま

す。この位置づけにより、航路再生事業として運行している深日洲本ライナーへの乗船者数を増やす取組を続けることで、さらなる人の流れが創出されることはもとより、航路再生事業においても、民設民営に近づくものと考えております。

また、この事業は一過性のイベントとは異なり、長時間にわたって本町を介する新しい人の流れを創出し、交流人口を増加させることを目的としておりますので、これまでも説明してきましたとおり、国の交付金を活用し、ふるさと納税で航路再生を目的に指定し、支援をしていただいている寄附金を財源として事業を進めております。現時点では町の一般財源に負担が発生しない形での運行ができておりますので、引き続き継続していきたいと考えております。

一方で、民設民営の形が実現できれば、より持続可能で安定した運営が可能になると考えており、その実現に向けて努力を続けてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 松尾議員の全体的な質問について私のほうから総論的に申し上げますとですね、この航路再生事業については当初から松尾議員もご理解いただいと私は思っていますが、阪神淡路大震災が起きて、あのときに陸路が寸断されてですね、にっちもさっちもいかなかった、そのときに陸路が、人の運搬または物の運搬もできない状況の中で、深日洲本航路がいかにも物の流れ、人の動き、そういったものが発揮できたかということは既にご承知かと思います。それを一つの基盤にして、私ども安全安心なまちづくりを推進していくためにも、また、そういう災害時におけるところの急場の危機的な状況をしのぐためにもですね、どうしてもこの航路は必要だということを国に訴えたのが当初のスタートであります。そのときにはもう既に明石海峡大橋ができておったので、とても海路をつなぐということは非常に難しい問題がありましたが、国がやはり重い腰を上げていただいて、やはり、今後来るであろう南海・東南海地震のことを考えると近々の課題だということを含めて、災害時におけるところの航路をという意味合いがあって、今、航路再生事業をやっておるわけで、先ほどから議論が集中しております費用対効果・経済効果、いろんな問題が出てますが、もちろんそれもそうなんですが、目的は、やはり災害に強いまちづくりを進めていく中で、岬町の深日航路を使っていくことが、万が一、今後起こり得るであろう東南海・南海に備えた、そういった航路再生事業の一つだということも特に認識していただきたいと思います。

費用対効果のことは行政上大事なことでありますけれども、時として、場合によってはそういう住民の生命・財産を守るためにも、この航路をつなぐことはですね、岬町にとって私は絶対必要不可欠だと思っておりますので、理論上の話も結構でございますけれども、お互いの港をつなぐ

ことによってですね、また、お互いの町が活性化する、港町が活性化する、そういったことも含めての上での大局に立っていただいてですね、このことについてはご理解をしていただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 町長におかれましては、先ほど災害対応にこの航路は必要だということをおっしゃっておられます。私は、付け加えて、先ほど費用対効果はこれには当てはまらないというような趣旨の町長のご発言でありますけれども、じゃあ、その費用対効果を求めないとずっと公金を使い続けていいのかという問題を私は言っていますよね。私は、災害対応について、幾度か、何度かしつこいぐらい一般質問をさせていただいております。ここで、その災害対応に必要なだからと言って、これと航路の税金を費やしたままずっと続けるというのはイコールではないのですよ。続けなくても、災害対応で迎え入れることはできます。物資の輸送もできます。そこを履き違えないでいただきたいと思いますよね。だから私は、しっかりと費用対効果を検証した上で、無理なら無理と、はっきりと諦めることも英断です。それで違う取組を始める。まちづくりもそう。そして、災害対応のこともそう。新しいスタートを切ることも英断です。それを今回は言うわけであって、さらに災害対応のことで言うと、道ありますよね。目の前の府道752号線、これもまだ片側1車線ですよね。まだというか、みさき公園がこれから開園しようとしている中でも、渋滞対応がまだなされていないというのも、これは災害対応と一緒にですね。

あと、第二阪和国道、これは私も一緒に行かせてもらってますけれども、この要望活動というのも実をなさないといけない、これは最重要課題ですよ。どっちかという、そっちのほうが大きいです。この災害対応で必要だということであれば、この行き来は災害対応になったときにすぐできますよ。だから今日は、さきに費用対効果をちゃんと追求して、違う方策も考えていこうよという趣旨で述べてますので、この辺りは理解をいただきたいと思います。

私は、現時点では、町の一般財源による負担が発生しない形で運営ができているとお答えになったことが信じられないんです。ここは今の町行政と私との税金の使い方、そして考え方に深い溝があると思うのですよね。ふるさと納税収入は、岬町の基金に入りますよね。私の考え方は、その基金も立派な行政サービスに生かせる、一般財源にできるれっきとした血税ですよ。町行政は、町の一般財源を傷めていないと言いますが、私が先ほど言いました、ふるさと納税の税金の使い道の選択肢から、7年実験して、結果のひどい深日航路再生をなくしていればですよ、子育てや教育・福祉に、少なくとも今、航路事業再生にしか使えず残っている2,858万円を使うことができているんですよね。もっと言うと、深日航路再生に費やした3,465万円分も、

もっと早くに基準を設けて精査してやめる決断を下せておれば、6, 322万円近くの子育て教育、福祉サービスを実施できていたことになるのですよね。

逆に言うと、この事業のよしあしの判断をせずに、やめる決断ができずに、ズルズルと税金を垂れ流し続ける町行政が町の住民へ負担を強いているのと同義であると私は考えるのです。だから、事業のよしあしを決める基準を設けましょうよ。

この話の初めに戻りますけども、基準とは何か。目標であり、ゴールなんです。目標であり、ゴール、これを決めましょうよということなんです。でも、町行政は最上位の目標は決めてるけれども、事業単体で目標は決めませんよ、これが早いですよということなんです、私から言うとな。

最後にもう一度聞きます。これはどなたが回答されても結構ですけども、私はもう既にこの深日航路再生事業を民設民営で継続させることは完全に無理と考えておりまして、未来がないと判断しておりますけれども、それでも町行政は継続させようとしております。それなら最低でも、先ほど私が言いました明確な目標やゴールを定めて、いつまでに定めた目標へ到達できないのであれば、やめる決断をするということをしませんか。端的に言います。この深日航路再生事業の目標設定をするつもりはないかをお答えください。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。この航路再生事業は、現時点においても大きくくりであります、検証はされております。航路再生事業は第5次岬町総合計画の重点政策の中にうたわれておりまして、岬町デジタル田園都市構想総合戦略の中で実際評価はされておまして、3段階評価のうち2段階、70%から100%未満を達成、ほぼ達成という形の評価をされてます。これは松尾議員から言うと航路単体ではないですが、観光入り込み数に貢献をしているということになります。

先ほどおっしゃいましたふるさと納税の項目等でも、例えば五つ項目があって、その中に深日航路再生が含まれてます。この五つのうちの再生がなくなれば、当然残りの四つに同じ寄附額であれば行きます、それは当然のことなので。ただ、この位置づけをされている以上、航路再生事業については、ふるさと納税の項目の中に設定して皆さんに応援をいただくということで、単体での目標設定は、何度も繰り返しますが、交流人口を増やして入り込み数を200万人を超え、300万人、400万人にいくようなことになれば、当然、航路利用者も増えていくと。そうなれば民設民営に近づくと。

あわせまして、岬町が目的地になってはないじゃないかという話ですが、松尾議員がお手元に

お持ちの平成29年度前後のアンケート調査ではですね、みさき公園がありました。目的地と設定されてる方のアンケート調査でみさき公園が一番多かったです。それが一時的ではありますが、今みさき公園という大きな岬町の目的を失っている状況ですので、その目的地であった新たなみさき公園が開園されればですね、さらなる人の流れができるというふうに確信しておりますので、航路再生事業を引き続き続けていきたいということです。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 多分、認識が埋まらないと思うのですよね。私は何度も言ってます。総合計画を達成するための手段としてこれが適当なのかという判断をするために目標とか設定をすべきだって私は言ってるのですよ。回答が全然かみ合わないの、もうこれは認識の違いとしか言いようがないです。

経済波及効果もそれこそ、政治のやり方が違うということです。私は、経済波及効果の調査で岬町はたったの35万円という評価なんです。兵庫県側はどうかというと、近畿地方整備局は1億7,900万円という試算が出ておりますよね。兵庫県は随分前から観光産業が成り立っており、お店や企業、そして住民もお客様を受け入れる体制とかも意識もできているわけですよね。いわゆるおもてなし文化がもう既にある地域ですよ。だからこそ、こんだけ経済波及効果も出ているのですよね。岬町はどうか。できていません。社会実験で結果が出てるわけでしょう。この社会実験の結果が全てですよ。

一言で言うと、目的地になってもね、先ほど評価していると言いますけれども、もっと精査しないと本質は見えません。その本質に私は迫っているというふうに認識していただきたいと思います。目的地になっている兵庫県と通過されるだけの岬町、これが今の結果です。何のためにやるのかという総合計画の目的は、先ほど言われました定住・交流政策を進めることですよね。通過されるだけの岬町では目的を達成できないことになります。

また、総合計画の目標は、観光入り込み数を200万人に増加させることとおっしゃいました。これについても、通過されるだけの岬町では観光入り込み数のカウントには入りません。私の考えでは、総合計画の目的と目標を達成するための手段だと言われているこの事業は、手段として明らかに私としてはバツです。失格で、私はさっさとほかの方法で違う手段を見つけます。目的と目標へのアプローチをします。

私なら何をするか。目的地になり得ていないのであれば、先に目的地づくりをすべきなんじゃないのですかね。目的地づくり。私なら間違いなく航路再生よりも、今この結果が出たから既に思うことでありますけれども、航路再生よりもさきに魅力ある旅の目的地づくりに注力をいたし

ます。

何回も言っております、例えば、空き家を活用した魅力あるお店や宿泊施設の整備とか誘致、そして、ふるさと納税の返礼品にもなり得るような特産品ありませんよね。そして、岬町にはお土産ありませんよね。ないと言えませんよ。少ないです。その開発もしていく必要がある。そして、何より岬町の豊かな自然や資源を活用した地域体験型観光ツアー、これね、一部の人ではなくて、もっと広く住民を巻き込んで協働でつくっていくこと、これを私は旅行の商品化、そしてここにICT化を追加していくことで、行ってみたいまちづくりというのができるはずと私は確信をしております。

そこでね、そこに挑戦する人を増やすためにもDMOと言われる観光地域づくり法人とかを設置して、おもてなし事業に取り組む人を全力で支援したり、住民が稼げる環境をつくれます。そして、住民と行政が一体となり、共有したビジョンの実現と町のPRに全力を注ぐべきだと私はと考えております。これは10月下旬に我々岬町議会で視察に訪れました釜石市にDMOがあります。ここも同じ手法です。同じことやられてます。発展されてます。視察した限り、私はここで生かしていきたいですね。だから披露しました。

岬町行政が言われる、定住・交流促進する手段として、私はこれが正規の王道だと思うのです。目的地になれてないのだから、目的地先をつくりましょうよということが王道と違いますか、ということですよ。

最後の質問で、結局、基準の云々は言われなかった、回答されておりましたので、多分作らないと思います。町行政と私との政治姿勢の大きな違いが分かりましたので、これ以上何も言いませんけれども、提案をしました。こう違いますかという提案です。けれども、せめて住民としては、表面の結果だけではなくて、費やした税金に見合ったものかどうかを多角的に精査・検証できるような資料というのを披露すべきと考えます。なぜなら、我々住民の税金が使われているからです。

もう一度言います。国であろうが洲本市であろうが岬町であろうが全部税金です。全部税金です。

以上、よろしくお願いいたします。

もう時間ありませんが、できるところまで行かせていただきたいと思います。

次に、私が今まで議会で提案した案件で調査・研究は検討すると回答をいただいた案件について、その後どうなったのか進捗状況をお聞きします。その上で、この課題の解決と実現に向けた取組について検証したいと思うのですが、皆さんに用意いただいていたのですけれども、時間が

押してしまいました。また、次回以降も続けたいと思いますので、順番にお聞きしたいと思います。

まずは、寺田危機管理監のご担当案件について、4点お聞きします。

1点目、令和6年9月議会、私が言わせていただきました。そして、令和5年3月などで災害対応について提案している、いわゆる各自治区ごとのコミュニティタイムラインの策定支援の提案について、どこまで進められているのかというのが1点です。

2点目、同9月議会で提案しました岬町のBCPについて、この耐震性の極めて低い役場庁舎が震災時に倒壊した場合の庁舎に代わる代替施設の第3位以降の取決めと、そもそも代替施設となり得るかどうかのシミュレーションをされたかどうかというのをどこまで進められたかというのをお聞かせください。

そして、3点目、同9月議会とその前の全員協議会で要望しました耐震性の極めて低い役場庁舎で仕事をされている職員の皆さん用の頭を守るヘルメットが管理職以上しか用意されていないことが明らかになったことから、全職員にヘルメットを準備することを要望しておりますけれども、それも進捗状況をお聞かせください。

そして、最後4点目、同9月議会で提案したBCPの観点からの長期で災害対応に当たられる職員の皆さん用の災害備蓄品の整備について、その後の進捗状況をそれぞれお聞かせください。お願いします。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまの松尾議員のご質問に答弁いたします。

まず、各自治区ごとのコミュニティタイムラインの策定につきましてですが、本年度におけるコミュニティタイムラインの策定につきましては、先日、淡輪地区の住民の皆様を対象に、コミュニティタイムライン作成に係る学習会を岸和田土木事務所の協力の下、淡輪16区集会所において実施いたしました。

本年度は、淡輪13区及び16区を範囲といたしまして、住民自身による避難経路の確認等を行うまち歩きや発災時の行動指針となるコミュニティタイムラインを今年度中をめどに作成する予定でございます。

続きまして、庁舎代替施設の第3位以降の取決めと代替施設となり得るかのシミュレーションにつきましては、現在既存の公共施設では、新たに庁舎代替施設となり得る施設の確保が困難であるため、検討を継続するものといたします。

続きまして、全職員用のヘルメットにつきましてですが、発災時の避難に際して着用するヘル

メットの対象予定者につきまして、当初は本庁舎に勤務する職員に限定した配備を想定しておりました。しかし、本庁舎勤務の職員に限らず出先機関勤務の職員、また、小中学校の教職員や生徒及び児童を含む各公共施設における多数の利用者等への配慮も必要であると判断し、配備対象の優先度及び必要個数の検討を継続して行うことといたします。

最後に、職員用災害備蓄品の整備についてです。

大阪府が策定した大規模災害時による救援物資に関する今後の備蓄方針や岬町地域防災計画を反映させるため、本町の備蓄計画の見直しを行います。この次期備蓄計画では、発災直後から災害対応に従事する職員等や勤務時間中における職員の食料・飲料水等の確保についても定めるものいたします。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 時間がありませんが、最後1点聞かせください。

本当に進めていただいております。ありがとうございます。最後1点、住民からの要望で、避難訓練とか防災訓練ということ、例えば山の地域にお住まいの方とか、海の地域にお住まいの方という広い区域に絞って合同で避難訓練をしてはどうかということをおっしゃっております。その可能性をお聞かせいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまのご質問にお答えいたします。

本町では地域ごとに、ただいまご指摘のありましたように、山・川・海など地理的条件により洪水・土砂災害、高潮及び津波など想定される災害が異なります。基本的には、岬町といたしましては、防災訓練の目的といたしまして、日頃から災害を身近なものと捉えることで災害への備えを心がけ、いざというときに慌てず冷静な避難行動が取れるようになることを考えております。ですので、これからも本町といたしましては、自治区や自主防災組織の皆様と連携し、地域に密着した有意義な訓練となるよう、訓練の計画及び実施を地道に継続することを心がけていきたいと考えております。ですので、現状では、これまでどおり、今お住まいの地域でどのような災害が起こるのかというのを地元で話し合いながら続けていきたいと思っておりますので、将来的にはそのように合同の訓練も考えたいと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾匡君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了します。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は13時30分からといたします。よろしくお願いします。

(午後 0時30分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○竹原伸晃議長 日程第2、議案第73号、専決処分について（令和6年度岬町一般会計補正予算（第5次））についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第2、議案第73号、専決処分の承認について（令和6年度岬町一般会計補正予算（第5次））をご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、令和6年10月27日に衆議院議員の解散に伴う衆議院議員総選挙が執行されることとなったことから、その執行経費と長松海岸の保安林に松枯れが発生し、早急に対処する必要があったことから、枯れ松伐採の経費に係る補正予算を調整し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年9月30日付で専決処分をしたものでございます。

なお、衆議院議員総選挙につきましては、令和6年10月9日に解散となりましたが、9月30日付で総務省より衆議院の解散に伴う総選挙が10月27日に執行される見込みとの通知があったことから、同通知日に専決処分したものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。

議案の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,685万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億1,804万円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正をご参照願います。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

府支出金といたしまして、衆議院議員総選挙執行委託金1,428万円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、長松海岸枯松伐採工事の財源として森林経営管理基金繰入金257万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。

なお詳細につきましては9ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、衆議院議員総選挙費1,428万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、選挙事務に必要な経費といたしまして、期日前投票や投開票作業等に必要な報酬及び職員手当等の合計679万5,000円を、入場整理券等の発送や選挙機器点検等に必要な役務費の合計170万7,000円を、ポスター掲示場設置・撤去業務や広報配布等に必要な委託料の合計263万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

農林水産業費といたしまして、長松海岸枯松伐採工事257万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、長松海岸の保安林に松枯れが発生し、倒木の危険性があること、また周辺の松に松枯れが広がる恐れがあることから、枯松242本を早急に伐採するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

奥野議員。

○奥野 学議員 確認ですけれど、昨日の道工議員からも一般質問でありましたけれど、魚つき保安林という区域が指定になっているということでございますが、保安林の指定は大阪府の指定だ

というふうに私は認識しているんですけど、土地の所有が岬町であるから、伐採、今後植樹という形になるのかと理解するのですが、その辺りをもう一度説明いただけたらありがたいです。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの奥野議員のご質問にお答えします。

土地の所有者につきましては岬町でございます。指定を受けているのは議員がおっしゃったとおり、魚つき保安林としての指定を受けておりましてですね、管理につきましては、所有者で管理していくこととなっております。

○竹原伸晃議長 奥野議員。

○奥野 学議員 それと、切った後は当然処分してあるでしょうが、また植林という話も、昨日、一般質問の中でありましたが、今回この予算には入ってませんけれど、植樹して、また消毒なりを今後計画をされるということになるのですか、参考に教えてください。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えします。

昨日の一般質問でもご答弁させていただきましたとおりですね、残された木の養生と伐採した部分のところについては、新たに植樹してまた松林を再生しようとしておりますので、そういう計画でおります。

○竹原伸晃議長 よろしいでしょうか。

他に質疑ございませんか。

松尾議員。

○松尾 匡議員 奥野議員の関連の質問なんですけど、松枯れの件ですけど、先ほど養生と植樹を今後していくということですが、松くい虫というんですかね、松枯れの原因になっている害虫の駆除をされないと、多分残ってる松にも影響が及ぶんじゃないかなと思うのですが、その辺りの考え方といいますか、対処法というのはされないのかどうかをお聞きしたいなと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの松尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

一般的に松くい虫と言われてますけども、昨日の一般質問の中でもちょっと答弁させていただきましたとおり、松の材線虫という病原線虫と呼ばれてるものがいまして、マダラカミキリという昆虫が次の木に持って行って、その病原線虫が木の中に入ることによって水分がうまく進入できずに木が枯れてしまうという流れになっております。これを放置しておくと、どんどんどんどん松枯れが進んでいくということで、松林が全滅してしまったりする可能性があります。

今回の伐採につきましても、伐採するだけでは病原線虫が駆除できておりませんので、しっかりと薫蒸処理といいますか、平たく言いますと、焼却処分まで行うことで病原線虫が死んでしまうので、単に影響を及ぼさないというところがありましたので、そういう処分の仕方をしているというふうにご理解いただけたらいいと思います。

○竹原伸晃議長 松尾議員。

○松尾 匡議員 私もこの松くい虫の被害を受けたんですね。あったところに散布したような、薬剤みたいな、また、いるのかなと思ったんですけど、それは特に必要がないということなんです。消毒というか、焼却したら全部なくなるよというお答えでしょうけど、それで十分駆除できるというお答えでよろしいですね。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えします。

私もあまり詳しくなかったものですから、今回、松枯れが発生してから大阪府の農と緑の総合事務所に相談をかけまして、大阪府立の生物多様センターの植林とか木に精通した方も一緒に現場に来ていただきまして、枯れた松の処分についてもそうですし、養生の仕方についてもアドバイスをいただいて、処分の方法については焼却をすれば大丈夫だということで、しっかりとそのように進めさせていただいた次第でございます。

恐らく虫自体は土壌に進入するのではなくて、カミキリムシによって木の中に入り込むということですので、心配はないかと思うんですけども、土壌的には、やっぱりしっかりと下草刈りをして、土の状況も見ながら、木の成育にはいい土壌がいいということでございましたので、その辺も少しアドバイスをいただきながら、今後植林をして、維持管理をしていきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

坂原議員。

○坂原正勝議員 2点お聞きします。

議案書10ページの節11、役務費のうちの選挙機器点検手数料、それからすぐ下の節12委託料の投票用紙分類機保守業務委託料、この2点についての内容をお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南大介君。

○南総務部理事 坂原議員のご質問にお答えいたします。

まず、選挙機器点検手数料の内容ですけども、こちらにつきましては、投票所において投票用紙を交付する投票用紙交付機というものがあるんですが、そちらのほうの点検と、開票所におき

まして投票用紙を計数する計数機というものがございまして、そちらの機器の点検、あと、同じ開票所におきまして投票用紙を各候補者ごとに自動で分類する投票用紙の分類機を点検していただくための手数料がこちらの40万円となっております。

もう一つ、委託料のほうの投票用紙分類機保守業務委託料でございしますが、こちらにつきましては、先ほど申しました、開票所におきまして各候補者に投票用紙を分類する機械がございまして、そちらの分類機を稼働させるために必要な各候補者ごとの設定であるとか、選挙の種類の設定を行うための費用と、当日、開票所内において業者のほうのサポートをしていただきますので、こちらの方の費用を委託料として支払っているもので、35万円となっております。

○竹原伸晃議長 坂原議員。

○坂原正勝議員 この機器についてはリースをやっているのでしょうか。それとも買取りで、常に役場にも置いてるものなのでしょうか。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南大介君。

○南総務部理事 坂原議員のご質問にお答えいたします。

機器につきましては、先ほど申しました投票用紙交付機と投票用紙の数を計算する計数機につきましては買取で行っておりまして、もう一つの開票のときの各候補者ごとに分類する分類機につきましてはリース契約となっております。今回の選挙でリース契約が終了して、リース期間満了後、町のものになるということで、今まではリースですけども、今後はリース料は発生しないということになっております。

○竹原伸晃議長 坂原議員。

○坂原正勝議員 リースしてるということで、リースということはその都度持ってくるわけですね。ずっと役場に置いてるのかな。置いていて、使うときに設定しに来ると。その手数料ですね。それが今回でリースが終わるということは、次からはどうなるんですか。買取りになるんですか。次から新たにまたリース契約を結ぶということですかね。その辺はどうです。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南大介君。

○南総務部理事 坂原議員のご質問にお答えします。

こちらの機器につきましては何年か前の選挙の際に導入しまして、リース料を払っておりまして、うろ覚えなんですけども、たしか6回か7回ぐらいの支払いになっておりまして、今回の選挙で最終の支払い、13節使用料及び賃借料の中に投票用紙分類機賃借料83万7,000円であると思うんですけども、こちらと次の府議会議員の選挙の分で支払いが終わるということで、こちらについては今後リース料は発生しないということになりまして、町の倉庫のほうに置いて、

町のものという形になります。

ただ、選挙ごとに設定は必要となりますので、その設定費というのはどうしても必要となってきますので、今後とも発生するということになります。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 私も選挙のことでお尋ねします。

議案書の90ページの節1、報酬の中で、期日前投票所の開票立会人報酬という記述がございます。ここに関わってお尋ねしますが、期日前投票所の開票立会人については随時募集という格好で進められていて、登録を一定の方がされていると思うのですね。現在の登録者数をお聞きしておきたいというのが一つ目です。

それから、岬町では、報酬が時間帯に三つの枠が設けられていて、一つの枠ごとに3時間50分なんですね。それで報酬は3,200円という設定になっています。これで言うと、1時間当たり800円未満ということになって最低賃金を下回ることになるのですが、この基準はどこかで定められているものであるのかどうか、その辺りについてお聞きしたいと思います。

それから、選挙の投票率を上げるということが非常に大切だと思うのですが、岬町はご高齢の方も増えてきておりますし、そのことが基で投票率の向上がなかなか難しいということがあってはいけませんので、投票をどうやってしやすくするかということで、これまでもいろいろな努力が重ねられてきていると思っています。抜本的なことを考えていく必要があると思っていますが、他の地域ですと、例えば移動式の投票所バスみたいなやつを走らせて、そのバスみたいなやつの中で投票するとかね、そういう取組も行われておりますけれど、そういったことについて岬町としては検討していないのかどうか。

それから、投票のための送迎のサービス、これはこれまでも他の議員も含めて提起があったところかなと思っているんですが、送迎についても検討をされていてはいかがかと思うのですが、その辺りについて何か検討されたことがあればお聞きしたいと思います。

選挙については質問は四つです。

枯れ松の伐採についてもお尋ねいたします。

昨日の道工議員の一般質問で、どういう様子かということも含めて、いろいろよく理解ができたところであります。それで、さきに他の議員もご質問なさっていますが、今後の植樹についての計画をお尋ねしたいと思っています。

昨日の道工議員の質問への答弁では、今後、地域での保全活動について言及がありました。非

常に大事なことだと思うのですが、こういった仕組みづくりをしていくのかについて、検討されていることがあればお聞きしたいということです。

地域で保全活動に取り組むというのは非常に大事な視点だに思うのですね。やはり愛着も湧きますし、大切にされていくということになっていきますので、いいことだなと思うのですが、ボランティア任せでは継続性がなかなか見込めないということだに思うのですね。また専門家の知識等も必要になってきますから、やはり日常的な管理も含めて財源の確保は避けられないと私は思っていますね。その点も含めて、今後の植樹、また維持管理の活動、保全活動全般ですね、その辺りについて現時点でお考えのことがあればお聞きしておきたいと思います。

それから、今回242本伐採されたということですが、同数、要は242本を植樹するということになるのか、それについてもお聞きしておきたいと思います。

それから、最後ですが、今回資料として対象範囲についても地図をお示しいただいています。この対象範囲ですけれど、この範囲はですね、株式会社A r K L E、要は、みさき公園のP F I事業を担ってくださっている、現時点では管理者となっている会社の管理区域じゃないのかなと私、思っていますが、ちょっとそこを教えておいていただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南大介君。

○南総務部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目ですけれども、期日前投票所の投票立会人の公募をしております、そちらの登録人数ということですが、今現在38名の方が登録されているという状況となっております。10月27日の選挙を実施する際にも周知のほうを行いましたところ、新たに11名の方が応募されて、それまで27名でしたが11名応募されて38名となられまして、そのうち今回衆議院議員選挙と大阪府議会議員の補欠選挙の期日前投票の立会いされた方が27名ということとなっております。

続いての質問です。立会人報酬について基準ということですが、こちらにつきましては、岬町の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定めておりまして、期日前投票所の投票立会人に関する報酬につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める額ということとなっております、こちらにつきましては、期日前投票所の投票立会人の報酬は、1日当たり9,600円となっておりますことから、それを実際立会いしていただいた時間で割り戻した金額でお支払いさせていただいているということです。

続きまして、移動期日前投票所と送迎バスについてですが、こちらにつきましては、岬町は、令和4年参議院選挙の執行時に投票所の統廃合を行ったということがございます。具体的には、

東畑の石橋の集会所にあった投票所を廃止して、多奈川小学校の体育館に統合したということがございます。その際に、やはり遠くなる方がいらっしゃると思いますので、移動式投票所であるとか、送迎バスの検討はさせていただいたというところで、いろいろ経費等を考慮しますと、移動式期日前投票所の導入には至らずに送迎バスを出すという形で結論に至りまして、令和4年の参議院選挙執行時から投票日当日に投票所への送迎を行っているという状況でございまして、今回10月27日の選挙の際にも運行をいたしました、利用された方はいらっしゃらなかったというところです。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 中原議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、植樹のほうの計画についてのご質問をいただいたかと思うのですが、昨日も道工議員からですね、きっちりと植樹についても地域の人にも協力いただきながら地域全体で今後植樹をして、維持管理も保全もしていけるようなことを考えていくようにというご指摘もありまして、また、先ほど申し上げました大阪府農と緑の総合事務所と専門職と現場立会いしたときにも、植樹の考え方や保全をしていくに当たって、再生するためのプロジェクトみたいなものをつくっていった、それに基づいてやっていくということが大切ではないかというご助言もいただきました、それで持ち帰りまして、うちの担当課のほうでは、まずはそういう指針的なものをつくって、きっちりとご説明できるようにして、皆さんに協力を求めていけたらと、今のところはその程度で考えているところでございまして、昨日、田代町長も答弁されたように、植樹については、できるだけ早くしていきたいと考えています。

2点目の質問で、同数の植樹をするのかというご質問がありましたが、基本的には、伐採した本数を同じように植えたいとは思っていますが、今植わっている状況も専門家の方にもご相談しながら、それが適切かどうかというのもお聞きしながら本数を決めていきたいと思っております。

そして、植樹については、地域の人といえば、そこをこれまで管理していただいた岬ライオンズクラブとかですね、その方々にも何かしてもらえないかとかということも相談したいとも思っていますし、植樹のイベントでは、地域の小学生たちも参加してもらえたらと、これはまだ試案の段階ですけれども、そんなことを考えたりしているところでございます。それについてはまだ少し時間がありますので、しっかりと計画を立てて進めていけたらなと思っているところでございます。

3点目のA r K L Eの管理区域ではということですが、みさき公園の公園区域に含まれておりますけれども、P F I事業として募集する際には、事業者の提案については保安林を除く区

域としておりますので、そういったことから、保安林として町がしっかりと保全していくという考えでございます。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 選挙の期日前投票所と言うのですね。重ねてお尋ねしますが、期日前投票所の投票立会人ですね、これは調子がよいようで、これはたしか谷地議員の提案で始めたことだったかな。選挙に関心を高めてもらうためということで始められた事業がうまくいってるんだということもよく分かりました。

それで、報酬のことがよく分からないのですが、総務省が定めているということは分かりました。それで、1日9,600円、この1日というのは8時間のことをでしよう、違う、もうちょっと詳しく説明してほしいのですよ。何時間で9,600円なんか、8時間としたら最賃は割ってないけどなっていう話で、1日何時間か分かりませんが、9,600円を1コマ3時間50分なので、案分したら3,200円ということなのかということは理解しましたが、1日というふうに言われると分からないので、もう少し詳細にご説明いただきたいと思います。

それから、移動式投票所のことについては、検討されたけれど経費がかかるということで見送ったということも分かりました。今回、多奈川東畑の投票所が廃止されたということで、送迎バスというサービスを行ったがという経過もお聞きしました。それで、私が言った投票のための送迎というのは、これは期日前も含むんですけどね、例えば、オンデマンドのような格好で予約をして、日時を決めて、投票のためのタクシーみたいなもんやね、そういったようなサービスを選挙に関わっては設けたらどうかということ考えたということです。また、今後、投票率の向上に寄与するために、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

それから枯れ松の伐採後のことについてお答えをいただきました。これについては、特に重ねてお聞きすることはないと思いますけど、今後の保全活動について、まだこれから検討していくということのようなので、子どもたちにも関わってもらったりというようなことでお考えのようです。

お答えが出ないことがあったのを思い出した。お金、これは私が、お金を確保しないといけないのではないかと考えているということについて、別に答弁漏れという、そんな大層なもんじゃないですが、その点についてはお答えいただく必要があるかと思います。

ボランティアで力を発揮していただくということはもちろん大切なことだとさっきも言いましたが、それだけではいけないと私は思っています。専門家の力を借りる、それから日常的な管理、やはり、枯れ始めたようなことがあったときにすぐ気づける人がいるとか、そのときにす

ぐ対策を取るということ、間の病気でも早期治療、早期発見、松枯れもそれがすごく大事やということは聞いたことがありますね。でないと広がっていつてしまうという問題があるので、ボランティアの方にそこまでのことをお願いできるのかという問題があると思いますね。だから、これはやはり、一定の財源を確保してですね、松を長く健全な状態に保っていくということのために必要だということです。このお金の問題はどういうお考えを持っているのか、その点だけはちょっとお聞きしとこうかなと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南大介君。

○南総務部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

期日前投票所の投票立会人の報酬が1日当たりということで、1日の時間数ですけども、期日前投票所の投票期間の間になりますので、朝8時30分から20時ちょうどまでということになりますので11時間30分で9,600円という形になります。3人で交代制でやっていただいていますので、11時間30分を3で割りますと3時間50分ということになりますので、1人当たり3時間50分やっていただいているというところで、報酬につきましては9,600円の3分の1でございます3,200円という形でさせていただいているというところでございます。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

そうですね、しっかりと保全していく必要があると考える中で、しっかりと保全するためには資金が必要になってくるのは当然だと思います。保安林ですので、森林環境譲与税が活用できるというのは確認しております。ただ、森林環境譲与税が活用できるからといって安易にそれを使おうとするのではなくて、地域で一緒に考えていこうとする中でですね、また、苗木なんかもいただけるとか、そういう話も出てくれば、そういうのも受け入れていきたいとも考えておりますし、先ほど保全するのにボランティアの重要性は述べていただきましたけども、日常的に職員で対応できないのであれば、その用途についても違う方策を考えていかないといけない中で予算は必要になってきますけども、今のところは、今回経験してみてもすぐ感じたことは、やはり、あの松林は地域の人がしっかりと見てくれてるのだなと。すぐにうちにも連絡も入りましたし、町長のほうにも連絡が入ったと聞いておりますし、我々も動きは取れたのかと思ってますけども、また、今年、こんなにも早く松が枯れてしまうのだというのも実感いたしましたので、そこら辺も気をつけながら、今回のことを教訓にして今後の保全に生かしていきたいと考えております。よろしいでしょうか。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 期日前投票所の投票立会人の報酬についてですけど、計算はよく分かりました。

これは元の金額の設定に無理があると私は思います。11時間30分で9,600円、これは有償ボランティアのレベルですね。最低賃金を割り込んでますから、総務省に意見を言う機会があるんじゃないか知りませんが、ぜひそこは意見を言ってほしいと思います。

よその自治体を見た場合にね、どうも上乗せをしてアルバイトに来てくださった方の報酬を支払ってと思われる自治体もありますので、それは機会があればまずは総務省に、引上げが必要だと思いますかということをお願いすることが必要だと思うということをお伝えしておきたいと思います。

それから、後で答えいただいた枯れ松の問題ですが、財源の確保については明言はされませんでした。ぜひ必要な予算については確保していただきたいと思います。

森林環境譲与税が活用できるということですが、そこに頼っていくのではないという考え方は大事だと思うのですが、必要なものは確保するというので、職員の皆さんでやろうとされていることもよく分かるのですが、職員の皆さんは既に物すごくお仕事で手いっぱいなんじゃないかと思うので、安定した育成ということを考えた場合に、やはり専従とまで言いませんが、この松の状態の管理だとか、育成だとか、そういうことにやはり、時間をしっかりと確保できたりする必要があるということを考えると、必要なお金も確保しておいてもらいたいということを要望しておきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

松尾議員、2回したので、あと1回。

松尾議員。

○松尾 匡議員 最後の質問です。

坂原議員からも質問がありました衆議院議員選挙費の12の委託料の中の投票用紙分類機保守業務委託料のことについてお伺いしたいんですが、私からは、セキュリティとか、あと、不正防止という観点からお聞きしたいと思うんですがね、ふだんの保管方法はどこでされているのか。岬町にずっと置いているよということをお答えなされたので、ふだんの保管方法はどこでされているのかということと、あと、設定者は誰がされるのかということと、そして、設定した時期と、設定したら多分選挙に臨まれると思うのですが、その期間どういうふうな管理をされているのか。要は、先ほど言ったように、あの不正とかね、そういったところを防止できるような対策が取られているかという観点で詳細にお答えいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南大介君。

○南総務部理事 松尾議員のご質問にお答えいたします。

投票用紙分類機の不正防止セキュリティということですが、まず保管方法につきましては、選挙が終わりますと、岬町役場内の鍵のかかる倉庫がございますので、専用の箱に保管して、そちらの倉庫の中に保管しておる状況でございます。

設定者につきましては、委託業者が設定することになりまして、当然設定する内容はこちらから細かく指示を出させていただいて、業者に設定し、そのときに一緒に職員も立ち会うというような形で設定をしております。

設定の時期でございますが、開票日が日曜日ですので、その直前の木曜か金曜日に設定をしていただいて立ち会うという形で、その後は開票場という形で会場を設定しておりますので、そちらにつきましては選挙管理委員会ですっかり管理していくという形で、開票日まで選挙管理委員会の管理の下、置いているという状況でございます。不正はできないと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 私からも2点お伺いさせていただきます。

私も選挙費用についてお伺いさせていただきます。

議案74号にも関係する部分になるのですが、今回の衆議院選挙と大阪府議会議員補欠選挙、これは同時選挙というところで、恐らくそういった形なので、今回の費用も按分しているのかと思うのですが、按分しているものとしてないものというところが存在していて、この辺の案分するものしないもの、あとは、按分の割合というところに関する、この辺の計算の考え方というところのご説明をお願いしたいというのが1点。

もう1点は、私も、松枯れの件でお伺いしたいのですが、今回この松枯れ、林野庁のホームページとかを見ても、令和5年度のデータしかないのですが、今年度は10年ぶりに増加していて、それがやはり気候変動の影響が大きいのではないかとされているようです。そうなった場合に、今後、長松海岸の保安林を再生していくとなったときに、これまでの保全の仕方でのかどうかというところが気になっていて、今までずっと減り続けたところが松枯れが増えたというところ、ここについてやはりこれまでと違った形の保全というところも、何か注意しないといけない点とかなのかなという、その辺もしもいろいろ情報をいただいとるところがあれば教えていただきたいです。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南大介君。

○南総務部理事 谷地議員のご質問にお答えいたします。

今回、衆議院議員の総選挙と府議会議員の補欠選挙の専決ということで上げさせていただいてまして、まず前提としまして、衆議院議員の選挙の費用に関しましては9月30日付で専決したということで、この時点では同時選挙の可能性もうわさされておりましたが、確定ではなかったということで、衆議院議員選挙の単独選挙という形で予算は専決させていただいております。

その上で10月2日に、府議会議員の選挙が同時にするというふうな確定が起きましたので、府議会議員の選挙につきましては、衆議院議員選挙と按分した形での予算の計上をさせていただいているという前提がございます。

その上で、按分するものとししないものの違い、どの部分が按分するものかということですが、まず同日選挙を行いまして、同じ経費で1回で済むような経費、特に人件費関係ですね、投票管理者、立会人、開票管理者も1人になります。ただ、開票立会人はそれぞれの選挙で行ったりとかいう形で、それぞれ1個1個吟味しながら、按分できるものできないものを振り分けさせていただきまして、おおむね人件費は按分できるので、按分させていただいています。

ただ、ほかの費用ですね、物件費に関しましては按分できないものもございますので、その分は按分せずに置いているという状況です。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

保全の仕方についての新しい考え方も取り入れてというところかと思いますが、今回のことで、大阪府農と緑の総合事務所に来ていただいて、生物多様性センターの人にも聞き取りをさせていただいたり、その際に、和歌山県の状況についてもちよっと調べてほしいとお願いしてですね、まずは状況把握というか、近隣の周辺の把握もいたしました。

松枯れの傾向なんですけども、マツノマダラカミキリというのは徐々に北上していて、東北では大問題になっているそうなんですけども、大阪府や関西では既に松枯れにより松の数が急激に減少した影響によって、被害はポツポツとしか出ていないという中で、我々の岬町では松枯れが起こってしまっているような状況で、大阪府もちよっと不思議なことだなと言いながら、和歌山県庁にも聞いていただきますと、一斉に枯れるといった被害は近年見ていないと。

和歌山県のほうでもそういうふうなことになってましてですね、それでも実際に起こっていて、被害が出ているとしてもアカマツが多いと。クロマツの被害は府内ではほとんど見られないというような見解でありまして、私どもとしても、長松海岸にある松林というのはやはり大切な資源として町の松が植わっているところで、特別な場所というふうに考えていますし、その海岸沿いにある松林の特性を考えながら、どのように保全していったらいいのかというような質問もさ

せていただきながらですね、例えば、効果的な防除方法についても質問させていただきました。昨日も道工議員の質問の中で答えさせてもらったように、薬剤散布とか樹幹注入という方法と、すぐ伐採して植え替えるという方法というのが言われていてですね、その場所に何が適しているかとか専門家の方に聞いたときに、要は、松林の状況から、薬剤を使用して防除するよりも、枯れたらその都度植え直すほうが費用も抑えられて、松林の松が小さいのであれば、それほど再生にも時間がかからないだろうということで、そちら側を推奨されてですね、樹幹注入というのも場所によってはいいのですが、樹幹注入は樹木の負担になるらしいのです。木自体に負担になるらしいのです。そういうことを考えると、伐採して植え替えるほうがいいということです。

松自体が松枯れが起こったときに生き残る松があるらしいのです。生き残った松というのはかなり強い松、抵抗性のある松ではないかということで、研究所でそれを増殖させるような取組もされているらしいのです。そういうのが抵抗性松と言われるらしいのですけども、そういうものが入手できるかどうか考えていきたいと思っておりますが、そういうところで、指針みたいなもので、できればこうしたいけども、そうでない場合は違うものも対応していかないといけないですし、これから勉強していかなあかんところもたくさんあると思いますので、そういう形で保全していきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 いろいろ丁寧なご説明ありがとうございます。

今ご説明を聞いて、今回のケースというところが、結構、割とまれに見るようなケースというところで、そういった意味からも、原因というのが何かとか、あとは保全方法が何が適切かという非常に難しい課題なのかというところが認識することができましたので、その辺はいろいろ専門家の意見を聞きながら、適切な保全というところに努めていただければと思います。こちらは要望になります。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第73号、専決処分の承認について（令和6年度岬町一般会計補正予算（第5次））を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第3、議案第74号、専決処分の承認について（令和6年度岬町一般会計補正予算（第6次））について議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第3、議案第74号、専決処分の承認について（令和6年度岬町一般会計補正予算（第6次））ご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、大阪府議会議員の辞職に伴う欠員が生じ、公職選挙法第113条第5項の規定により補欠選挙が執行されることから、大阪府議会議員補欠選挙に係る補正予算を調整し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法179条第1項の規定により、令和6年10月2日付で専決処分をしたものでございます。

なお、本補欠選挙につきましては、令和6年10月2日に、大阪府選挙管理委員会から岬町選挙管理委員会に対し、告示日を10月18日、選挙期日を10月27日とする大阪府議会議員補欠選挙の執行通知があったことから、同通知日に専決したものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,103万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億2,907万9,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正をご参照願います。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

府支出金といたしまして、大阪府議会議員補欠選挙執行委託金1,103万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、大阪府議会議員補欠選挙費1,103万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、選挙事務に必要な経費といたしまして、期日前投票や投開票作業等に必要な報酬及び職員手当等の合計390万円を、ポスター掲示場設置撤去業務や広報配布等に必要な委託料の合計224万9,000円を、投票用紙の交付に必要な備品等の購入のための経費169万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

坂原議員。

○坂原正勝議員 これも2点お聞きします。

これも先ほどの衆議院選挙と同じところですけども、11、役務費と12、委託料がそれぞれかかっております。選挙の書類が違うので、これも別項目でこの費用が必要だということかなと思うんですが、その辺の内訳の説明をお願いしたいと思います。

それからですね、役務費のほうの選挙機器点検手数料、こっちは投票所のほうだとさっきおっしゃいました。ということは、投票所は数がたくさんありますよね。この点検手数料というのは、数は何件あるのかということも併せてお聞きしたいと思います。

また、この委託料のほうの投票用紙分類機器保守業務委託料、これは1台ということですよ。お願いします。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 坂原議員のご質問にお答えいたします。

まず、選挙機器点検手数料と委託料のところでございますが、こちらにつきましては府議会議員選挙費ということで、府議会議員の選挙が衆議院議員の選挙と同日に行われるということで、衆議院であれば、通常、小選挙区、比例代表、国民審査と3票行われます。それに加えて、府議会議員の選挙が同日に行われるということで、今回4票での同時執行ということになりましたので、投票用紙の交付機がその分、必要となってきますので、府議会議員用に必要な分の交付機の点検手数料でございます。

台数につきましては、投票所の数が13ございますが、交付機を使っている投票所というのは11でございますので、11プラス期日前投票所の1台ということで、12台分の手数料ということになっております。

もう一つの投票用紙分類機保守業務委託料につきましては、府議会議員用の設定が必要となってきますので、その分の費用として計上させていただいておるところでございます。

○竹原伸晃議長 坂原議員。

○坂原正勝議員 分かりました。

それぞれ説明を受けたので、今後の参考のためにお聞きしたいんですけど、開票作業のときの機械が1台ですからいいんですけど、投票所の投票用紙の発行機は、例えば、もうさきに衆参ダブルとかあった場合に数がたくさん要るわけですね。その数というのは岬町で全部確保しているということなんでしょうか、お聞きします。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 坂原議員のご質問にお答えいたします。

投票所における投票用紙交付機の保有台数につきましては、投票が3票まで同時に行われる数というのは確保しておるんですが、4票というのはなかなか確保できておりませんので、今回は10ページが一番下にあるとおり、機械器具費ということで、購入もかなりしているというところで、台数を増やさせていただきました。

増えているんですが、かなり古い交付機も使用しておりまして、点検業者からは、部品等がなくなってきた保守が難しいと言われている部分もございますので、今後につきましても更新はどんどんしていけないといけない状況になりますので、その辺はよろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 節17の備品購入費、先ほど説明がありましたが、投票用紙の交付機を購入したということで、こっちは169万4,000円、衆議院選挙の予算額と比べて大きいから、何で

かなと聞こうと思っていたんですが、今回、何台購入したのか、参考までにお聞きしておきたいということが1点目です。

それから、もう1点は、資料のご提出をお願いしたいというふうに思うのですが、先ほど谷地議員から、それぞれの事務費や人件費等の案分について問合せがありました。それで一定お答えはいただいておりますが、総選挙のときと、それから府議会議員選挙のときの項目は、恐らく全て同じだと思うのですね。それで、府議会議員選挙のほうで調整しているということなのかと思っただけなのですが、その按分の考え方といえますか、按分していないものはそのままいいのでしょうか、按分したものについてどのような按分のされ方をしたのか、分かる資料をご提出いただければと思うのですが、いかがでしょうか、お願いします。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

まず、機械器具費で今回交付機の購入台数ですが、今回交付機の購入台数は5台ということで購入させていただきました。

あと、按分の考え方ですが、また資料で提出させていただきますが、基本的には、按分できるところについては2分の1という形で按分を考えております。原則2分の1でやっております。また、資料は後日提出させていただきます。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第74号、決処分の承認について（令和6年度岬町一般会計補正予算（第6次））を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第4、議案第75号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次））についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第4、議案第75号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次））についてご説明いたします。

内閣府が11月15日に速報値として公表いたしました令和6年7月から9月期の国内総生産、GDP物価変動を除いた実質値は、年率換算で0.9%の増加となり、2四半期連続のプラス成長となりました。内需の柱である企業の設備投資はマイナスとなり、コロナ禍後に右肩上がりに増えたインバウンド消費も9四半期ぶりにマイナス成長となった一方で、内需のもう一つの柱である個人消費が、自動車メーカーの認証不正で落ち込んでいた新車販売の回復や食品や飲料の買いだめが起きたことなどで増加となりました。しかし、これらの増加は特殊要因の影響が大きく、消費者の節約志向は高止まりしたままと懸念されております。また、アメリカのトランプ次期大統領が関税の引上げを主張するなど、我が国の経済を取り巻く環境は不透明感を増しております。

このような状況の中で、国は物価高対策を中心とする新たな総合経済対策を策定するとしておりまして、その裏づけとなる補正予算が今月中に編成される見込みとなっております。こうした国の動向は本町においても多大な影響を受けることから、今後とも的確に対応していく必要があると考えております。

さて、本町におきましても財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては、義務的な経費や緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

補正予算の概要といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整、会計年度任用職員の通勤方法の確定などによる調整、サービス利用者の増加などに伴う障害福祉サービス費や障害児通所支援給付費の増額、食材価格の高騰に伴う学校給食賄い材料費の増額などに係る経費を計上するとともに、町制施行周年事業等の債務負担行為や保健センター整備事業債等の地方債補正を追加するものでございます。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,357万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億4,265万円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては、10ページから15ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして4,772万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、障害福祉サービス費の増加に伴い障害者自立支援給付費負担金2,609万3,000円を、障害児通所支援給付費の増加に伴い障害児入所給付費等国庫負担金2,109万9,000円を、就学前障害児の発達支援無償化に伴う障害児通所支援システムの改修経費に充当するための障害者総合支援事業費補助金53万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金といたしまして、2,429万円を計上いたしております。内容といたしましては、国庫支出金と同様に、障害福祉サービス費の増加に伴い障害者自立支援給付費負担金1,304万6,000円を、障害児通所支援給付費の増加に伴い障害児入所給付費等府費負担金1,054万9,000円を、ひとり親医療費の増加に伴い、ひとり親家庭医療費助成事業費補助金69万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

寄附金につきましては、国際ソロプチミスト 大阪ーりんくう様から小学校への指定寄附金5万円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、3,807万円を計上いたしております。内容といたしましては、本補正予算編成に伴う必要な財源といたしまして財政調整基金繰入金3,677万2,000円を、林道棟合線改修工事の財源として、深日財産区特別会計繰入金129万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

諸収入につきましては、消防団員の退職に伴う報奨金73万4,000円を計上いたしております。

町債といたしましては、270万円を計上いたしております。内容といたしましては、保健センター受変電設備改修工事の財源として保健センター整備事業債等の事業債補正120万円を、町営住宅除去工事の財源として町営住宅解体撤去事業債150万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページ、4ページをご参照願います。

詳細につきましては16ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

議会費といたしまして22万円を計上いたしております。内容といたしましては、職員の人事異動等に係る調整などに伴うものでございます。

総務費といたしまして2,386万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、職員の人事異動等に係る調整などに伴うものでございます。

民生費といたしまして7,644万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、職員の人事異動等に係る調整などのほか、サービスの利用者の増加に伴い障害者共同生活援助給付費をはじめ障害福祉サービス費の合計5,218万7,000円を、ひとり親医療費の増加に伴い139万1,000円を、就学前障害児の発達支援無償化に伴い障害児通所支援システム改修委託料107万円を、サービスの利用者の増加に伴い障害児通所支援給付費4,219万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費といたしまして401万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、職員の人事異動等に係る調整などのほか、保健センター受変電設備の経年劣化に伴う改修工事121万円を計上いたしております。

農林水産業費といたしまして324万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、職員の人事異動等に係る調整などのほか、林道棟合線の路肩崩落に伴う改修工事129万8,000円を計上いたしております。

商工費といたしまして319万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、職員の人事異動等に係る調整などに伴うものでございます。

土木費といたしましては701万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員の人事異動等に係る調整などのほか、町営淡輪住宅に係る町営住宅明渡し請求訴訟の判決確定に伴う町営住宅除却工事176万円を計上いたしております。

消防費といたしましては211万円を計上いたしております。内容といたしましては、職員の人事異動等に係る調整などのほか消防団員の退職に伴う報奨金76万9,000円を計上いたしております。

教育費といたしまして747万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、職員の人事異動等に係る調整などのほか指定寄附金を財源に淡輪小学校への図書購入費5万円を、学校給食の食材価格高騰に伴う賄材料費280万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

続いて、5ページをご参照願います。

第2表 債務負担行為補正をご覧ください。

町制施行周年事業と大阪・関西万博児童生徒招待事業の2事業を追加するもので、期間につきましては共に令和7年度、限度額につきましては、それぞれ402万2,000円と444万6,000円とするものでございます。

続いて、6 ページをご参照願います。

第3表 地方債補正をご覧ください。

保健センター整備事業（過疎対策）と町営住宅解体撤去事業の2事業を追加するもので、限度額をそれぞれ120万円と150万円とするものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教・厚生事業の各常任委員会へ付託の予定と伺っております。

よろしく審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業・厚生・総務文教の3委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）について、会議規則第39条第1項の規定により、事業・厚生・総務文教の3委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業・厚生・総務文教の3委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第5、第76号、令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第5、議案第76号、令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算

(第2次)についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、職員の人事異動等に伴う人件費の調整について予算編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,674万4,000円とするものでございます。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

初めに、保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして21万9,000円を増額計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫補助金につきましては、地域支援事業費における人件費の調整に伴い、地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)36万5,000円を増額計上いたしております。

次に、府支出金、府補助金につきましては、地域支援事業費における人件費の調整に伴い、地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)18万2,000円を増額計上いたしております。

なお、歳入予算につきましては、歳出において計上いたしております地域支援事業費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算出算定し、計上いたしております。

次に、繰入金、一般会計繰入金につきましては、地域支援事業費における人件費の調整に伴い、地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)18万2,000円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

地域支援事業費につきましては、職員の人事異動等に伴う人件費の調整により、包括的支援事業・任意事業費94万8,000円を増額計上するものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました

○竹原伸晃議長 日程第6、議案第77号、令和6年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 日程第6、議案第77号、令和6年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)についてご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5,429万5,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金、深日地区財産区基金繰入金129万8,000円を増額計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

諸支出金、繰出金として一般会計繰出金129万8,000円を計上いたしております。内容としましては、一般会計で実施します林道棟合線改修工事の財源として繰り出すものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和6年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第7、議案第78号、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第2次）についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

下水道事業理事、奥田敏幸君。

○奥田下水道事業理事 日程第7、議案第78号、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第2次）についてご説明いたします。

補正予算の概要としましては、人事異動等に伴う人件費の調整です。

予算書の1ページをご参照願います。

第1条は、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによると定めています。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入は、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益の既決予定額2億9,249万2,000円に27万5,000円を補正し、計2億9,276万7,000円に補正するものでございます。

支出は、第1款下水道事業費、第1項営業費用に既決予定額4億4,242万1,000円に27万5,000円を補正し、計4億4,269万6,000円に補正するものでございます。

第3条は、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものです。

職員給与費の既決予定額2,923万9,000円に27万5,000円を補正し、計2,951万4,000円に改めるものです。

第4条は、予算第9条中「1億9,599万6,000円」を「1億9,627万1,000円」に改めるものです。

予算説明書の3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては4ページ、5ページに記載していますので、併せてご参照願います。収入についてご説明いたします。

収益的収入及び支出の収入は、1款下水道事業収益、2項営業外収益、他会計補助金の既決予定額1億7,195万7,000円に27万5,000円を補正し、計1億7,223万2,000円に補正するものです。内容としましては、本補正予算編成に伴う必要な財源といたしまし

て、他会計補助金27万5,000円を計上しております。

支出についてご説明いたします。

6ページ及び7ページをご参照願います。

支出は、1款下水道事業費用、1項営業費用、管渠費を既決予定額3,938万8,000円に26万7,000円を補正し、計3,965万5,000円に補正するものです。内容としましては、給料の職員給6万3,000円、手当等の管理職手当15万円、期末手当1万5,000円、勤勉手当1万3,000円、地域手当3万6,000円、法定福利費の一般職共済組合費1万1,000円の減、一般職共済組合負担金追加費用としまして1,000円、総係費の既決予定額2,152万9,000円に8,000円を補正し、計2,153万7,000円に補正するものです。内容としましては、一般職共済組合負担金8,000円です。

以上が補正予算の内容でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題になっております令和6年度岬町下水道事業会計補正予算(第2次)については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第8、議案第79号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 日程第8、議案第79号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

議案書をご覧ください。

本件は、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって満了となることから、同年4月以降の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる施設の名称は岬町淡輪火葬場、所在地は岬町淡輪5653番地の1、指定管理者の所在地は岬町淡輪571番地の2、名称は「株式会社阪原生花葬祭店」、代表者は代表取締役 坂原寛則でございます。指定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。

指定管理者候補者選定の経過につきましては、議案書と併せて配付いたしております「岬町淡輪火葬場指定管理候補者の選定結果」についてによりご説明させていただきます。

指定管理候補者の選定につきましては、外部有識者を含む5名で構成する岬町淡輪火葬場指定管理候補者選定委員会を設置し、選定をいたしております。

3. 指定管理者の募集状況につきましては、4. 選定委員会の審議経過で説明させていただきますが、2回行っております。公募型プロポーザル方式を採用し、岬町のホームページに公募情報を掲載し、1回目は6月27日から7月26日までの期間で募集を行い、募集事業者は1業者でございました。

2回目の募集は8月26日から9月20日までの期間で募集を行い、募集事業者は1社でございました。

4. 選定委員会の審議経過についてご説明させていただきます。

選定委員会は、6月26日、第1回の委員会を開催し、募集要項、仕様書、審査基準について協議を行いました。

8月22日、第2回の委員会を開催し、第1回目の募集期間中に提出された法人1社の申請書

類の収支計画書における指定管理料が上限額、年間752万9,000円を超えていることから、申請者を失格とみなして選定対象とはせず、申請者からのプレゼンテーションについても実施しないことを決定し、町において指定管理料上限額を再算定の上、指定管理候補者を再募集することを決定いたしました。

10月11日、第3回の委員会を開催し、再募集により応募のあった町内1社についてプレゼンテーションを実施し、提案内容の説明及び質疑・応答の後、委員にての意見交換を経て、各委員が評価項目ごとに採点の上、指定管理候補者を選定いたしました。

選定方法は、岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に定める選定基準及び本選定委員会において定めた審査基準に基づき、各委員が評価項目ごとに採点し、委員全員の採点が基準点の60点を超える応募者を管理候補者として選定いたしました。

なお、再募集でも応募者が1社ありますが、募集要項には1社であっても審査を行う旨を明記しております。

選定審査の結果につきましては5. 選定審査の結果の表のとおりで、評価点の平均は65.6点でございました。選定委員5名の評価点の平均は最低基準点60点を超えており、最終得点を踏まえた委員協議により、指定管理候補者として適当と認められるとして決定いたしました。

6. 選定理由といたしましては、「株式会社阪原生花葬祭店」は岬町シルバー人材センターに業務委託するなど、地域の雇用促進や地域の関係団体とも連携した管理運営実績を有し、今後も地域連携が期待できること、夜間等の管理時間外における遺体安置対応及び待合棟の利用対応、24時間年中無休での火葬予約受付など、施設利用者の心情に配慮した住民サービスの向上が期待できること、待合棟を葬儀式場として利用促進を図るとともに、待合棟の利用がないときはお墓参りの方々の休憩所、トイレ利用などに一般開放を行うなど、住民の利便性向上が期待できること、町主催事業などに仮設テントや折り畳み椅子、屋外用ストーブなど事業者所有の備品貸出しなど、社会貢献の一環として協力体制が期待できることなどが評価・採点に反映され、全会一致により「株式会社阪原生花葬祭店」の指定管理候補者とするに決定したものでございます。

以上が、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件の概要でございます。

本件につきましては厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第9、議案第80号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第9、議案第80号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてご説明させていただきます。

本件につきましては、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約を変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係市である阪南市及び泉南市と協議することにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約のうち、庶務の担当を令和7年度より阪南市から泉南市に変更することについて阪南市及び泉南市と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容につきましてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

変更する内容といたしましては、第5条から第12条中に規定されています市長等の名称について、介護認定審査会の庶務を阪南市から泉南市に変更することに伴い、「阪南市長」を「泉南市長」に、「泉南市長及び岬町」を「阪南市長及び岬町長」に、「阪南市」を「泉南市」に、「泉南市及び岬町」を「阪南市及び岬町」に、「阪南市議会」を「泉南市議会」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、附則第4項におきまして、次の庶務担当である泉南市の条例等を適用するよう改めるものでございます。

また、附則におきまして、この規約の変更は、令和7年4月1日から施行することを規定しております。

以上が、阪南市泉南市岬町介護保険認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についての概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第10、議案第81号、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第10、議案第81号、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてご説明いたします。

本件につきにつきましては、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約を変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、関係市である阪南市、泉南市と協議することにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約のうち、庶務の担当を令和7年度より阪南市から泉南市に変更することについて阪南市及び泉南市と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容につきましてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

変更する内容といたしましては、第5条から第12条中に規定されています市町等の名称について、障害支援区分認定審査会の庶務を阪南市から泉南市に変更することに伴い、「阪南市長」を「泉南市長」に、「泉南市長及び岬町長」を「阪南市長及び岬町長」に、「阪南市」を「泉南市」に、「泉南市及び岬町」を「阪南市及び岬町」に、「阪南市議会」を「泉南市議会」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、附則第3項におきましては、次の庶務を担当する泉南市の条例等を適用するよう改めるものでございます。

また、附則におきまして、この規約の変更は、令和7年4月1日から施行すると規定しております。

以上が、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第11、議案第82号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 日程第11、議案第82号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係条例に所要の改正を行う必要があるため、本条例を制定するものでございます。

本整理条例の主な内容につきましては、刑法等の一部改正に伴い、刑の種類のうち懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が新たに創設されるもので、令和7年6月1日から施行されることから、本町の条例中の懲役または禁錮の語句を拘禁刑の語句に改めるものでございます。

条例案についてご説明いたします。議案書の裏面をご覧ください。あわせて、新旧対照表をご参照願います。

第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、第22条の2第3号及び第4号、第22条の3第1項第1号、同条第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

第2条は、職員の退職手当に関する条例の一部改正で、第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

第3条は、岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正で、第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

第4条は、岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正で、第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

第5条は、岬町ラブホテル建築等規制条例の一部改正で、第13条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

第6条は、岬町パチンコ遊技場等及びゲームセンター建築等規制条例の一部改正で、第13条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

第7条は、岬町法定外公共物管理条例の一部改正で、第17条及び第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

附則第1項は施行期日を定めるもので、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行日でございます、令和7年6月1日から施行するものといたします。

附則の第2項から第6項につきましては、本条例の施行日前にした行為についての処罰については、なお、従前の例によるなど、刑法等の一部改正及び本条例の施行に関する経過措置を定めております。

本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第12、議案第83号、公告式条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 日程第12、議案第83号、公告式条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、条例、規則等を町のホームページ上で公布を行うことができるようにするため、本条例に所要の改正を行うものです。

条例案についてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

なお、説明につきましては、本議案書と併せて送付いたしております公告式条例の一部改正についての参考資料により説明させていただきます。

改正の趣旨については、公告式条例は、地方自治法第16条第4項に定める条例の公布等に関して必要な事項を定めております。

公告式条例では条例等の公布は役場前の掲示場に掲示することを定めておりますが、公布を確認するためには役場まで見に来ていただく必要がございます。住民の皆様の利便性を高めるため、条例等の公布を町のホームページ上に設ける掲示場に掲載することで公布を行えるよう条例の改正を行うものです。

なお、インターネットの利用ができない方のために、公布内容と同じものを情報公開コーナーで公開することといたします。

また、電子手続に伴う押印の見直しを踏まえ、規則等の公布の際の押印規定を削除するものでございます。

次に、主な改正内容でございます。

1点目は、他の条例と同様に、岬町の条例であることを明らかにするため、題名に岬町を追加いたします。

次に、第2条では、条例の公布は、町ホームページの掲示場で行うものとし、これにより難しい場合は、町役場前の掲示場に掲示して行うことができることといたします。

第3条では、町長が定める規則の公布に関し、署名を廃止、押印を不要とし、公布の方法は条例に準ずるものといたします。

第4条では、規則以外の町長の定める規程の公表に関し、押印を廃止し、公表の方法は規則に準ずるものといたします。

第5条では、町長以外の機関の定める規則及び規程の公表に関し、町長の定める規程の公表と同様にするため、語句の整理を行うものです。

次に、関係条例の一部改正として、公告式条例を引用する関係条例の表現を修正するものでございます。

最後に、公布文書は暦年で番号を付することから、令和7年1月1日から施行することを規定しております。

以上が条例案の概要でございます。

本件は、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております公告式条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第13、議案第84号、岬町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第13、議案第84号、岬町国民健康保険条例の一部改正につきましてご説明をいたします。

提案理由といたしましては、国民健康保険における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予の取扱いについて見直しが実施されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案につきましてご説明をさせていただきます。

議案処理面及び新旧対照表をご覧ください

本条例改正につきましては、各都道府県または市区町村の生活保護部局におきまして、急患等として医療機関を受診した国民健康保険の被保険者に対し、生活保護、医療扶助の開始を職権で決定した後、当該者が資力があることが判明し、生活保護の廃止を行うとともに、当該者に対して治療等に要した医療費の全額を返還請求する事案が生じていることを踏まえ、こうした事案の発生を未然に防止するため、保険料について必要に応じて徴収猶予を活用できるようにするものでございます。

今回の改正内容といたしまして、第25条第1項中「6か月」の次に「(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年) 以内」を加えます。

なお、附則におきまして施行期日を公布の日からとし、この条例による改正後の第25条の規定は、令和6年度分の保険料のうち、令和6年12月以降の期間に係るもの及び令和7年度以降の保険料について適用し、令和6年度分のうち、令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例と例によるものといたします。

以上が条例案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町国民健康保険条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第14、議案第85号、岬町下水道条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

下水道事業理事、奥田敏幸君。

○奥田下水道事業理事 日程第14、議案第85号、岬町下水道条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、下水道法施行令の一部改正に伴い排水基準の見直しがされたため、本条例においても新基準に適合するように改正するものです。

議案書の裏面をご覧ください。あわせて、新旧対照表をご参照ください。

岬町下水道条例の一部を次のように改正します。

第16条第1号中「第3項」を「第4項」に改め、同条第8号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものです。

附則としまして、公布の日から施行する。ただし、第16条第8号の規定は、令和7年4月1日から施行するものです。

本件につきましては事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷地議員

○谷地泰平議員 私から1点確認をさせていただきたいです。

今回は条例改正の部分ですけれども、この条文の部分で1点気になるところがあるので、確認させてください。

第16条の第1項の（8）、ここで「前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、大阪府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）により、」と記載されているんですけども、大阪公害防止条例は既に廃止されていると思うのですね。新しく平成6年11月に名前が変わって、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」と変わっていると思うのです。こちらは間違いないでしょうか、確認をお願いします。

○竹原伸晃議長 回答できますでしょうか。調べるのに時間がかかりそうなので、暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 暫時休憩したいと思います。

再開は、また連絡させていただきます。

(午後 3時35分 休憩)

(午後 3時45分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

谷地議員の質疑のところで休憩させていただきましたので、答弁をさせていただこうと思います。

下水道事業理事、奥田敏幸君。

○奥田下水道事業理事 大変申し訳ございません。議員のおっしゃるとおりでございますので、最終日のほうで再度提案させていただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。すみません。申し訳ございませんでした。

○竹原伸晃議長 西総務部長。

○西総務部長 今回の件、誠に申し訳ございません。この件につきましては、最終日に追加提案でこの分の条例改正案を提案させていただきたいと思います。本件についてはこのままご審議をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 私は事業委員会に属しておりませんが、今の話でいくと、大阪府公害防止条例というのは今はないが、それに代わるものとして生活環境の保全等に関する条例というものが今の条例だということは分かったのです。ただ、その二つですね、それは全く一言一句同じなのでしょうか。同じ役割を果たす条例だっているのは分かるのだけど、知らない間に変わってたわけですね。引用するとか、名前が変わっただけで中身は全く同じなのか。条例の名前が変わったというからには中身も変わっているのではないかと思うのですが、そういうことは、どのような調べると、知ることができるのでしょうか。もともとの大阪府の公害防止条例そのものって見ることはできるのですか。

谷地議員はそれを調べたときに見当たらなかった、行き当たらなかったということなのですね。そうか、これは大阪府に言ったらもらえるか。何かもし方法を知ったら教えてください。大阪府から来てる人がいるから分かるかもしれんな。何かヒントになることあったら教えてください。

さい。

○竹原伸晃議長 西総務部長。

○西総務部長 大阪防止公害防止条例と、それから現在の大阪府生活環境の保全等に関する条例については、資料として提出させていただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 ですが、後者は今インターネットで見れるので、前者についてのみに結構です。資料をまたよろしく願います。ありがとうございます。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 それでは、大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町下水道条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第15号、議案第86号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第15号、議案第86号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町固定資産評価審査委員会委員、松本昭一氏は、令和6年12月12日をもって任期満了となりますので、同氏の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、生年月日、学歴及び経歴につきましては議案書に記載のとおりであります。よろしくご審議の上、松本昭一氏の選任について同意賜りますようお願いを申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより、議案第86号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第86号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第16、議案第87号、岬町淡輪地区財産区管理委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第16、議案第87号、岬町淡輪地区財産区管理委員の選任についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町淡輪地区財産区管理委員の欠員に伴い、後任者の選任について議会の同意を求めるものであります。

後任者の氏名は川嶋繁司氏、住所及び生年月日につきましては議案書に記載のとおりであります。よろしくご審議の上、川嶋繁司氏の選任についてご同意賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより議案第87号、岬町淡輪地区財産区管理委員の選任についてを起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれで散会します。

各常任委員には、委員会付託分の審査についてよろしくお願いします。

次の会議は、12月24日の全員協議会終了後に開会しますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。

(午後 3時55分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和6年12月4日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 谷 地 泰 平

議 員 谷 崎 整 史